

# 共生社会研究

## 第2号

2014年3月 昴☆共生社会研究所



### 巻頭言

#### My Opinion オピニオン 解説

利用者さんへの呼びかけについて考える  
 障害者虐待防止法の理解とこれからの課題  
 身体拘束と虐待について  
 介護人材の採用と育成における課題  
 社会で働く若者の苦悩についての考察  
 パラリンピックと知的障害  
 福祉サービスにおける顧客満足度とは  
 グループホーム・ケアホームと一人暮らし  
 ショートステイすばる 単独型短期入所事業の役割  
 レクリエーションについての一考  
 「代行サービス」の今とこれから  
 通所事業所におけるエンターテインメントの創造と提供  
 重症心身障害の方のコミュニケーション支援の考察と今後の取り組み(Ⅰ)  
 重症心身障害の方のコミュニケーション支援の考察と今後の取り組み(Ⅱ)  
 重症心身障害の方のコミュニケーション支援の考察と今後の取り組み(Ⅲ)  
 障害者優先調達推進法について  
 「共生社会」について思うこと

1 内田 富士夫  
 2 山崎 晃史  
 3 浅田 康裕  
 4 小林 隆幸  
 5 高良 智  
 6 降旗 守  
 7 木藤 弘喜  
 8 工藤 陽介  
 9 町田 尚広  
 10 赤間 裕  
 11 降旗 守  
 12 石井 勇太  
 14 木藤 弘喜  
 15 木藤 弘喜  
 17 小川 由美子  
 18 吉田 純也  
 19 小川 由美子  
 20 高良 智  
 21 赤間 裕

### 論文・実践報告

インクルーシブ教育の基礎づけ  
 医療的ケアの必要な重症心身障害をもつ方のケアホーム  
 発達障害の二次障害とレジリエンスをめぐる考察

22 山崎 晃史  
 31 吉田 隆俊  
 40 渡辺 久美子

### 障害福祉先進地域視察報告

地域ではたらくということ  
 東日本大震災における復興へ向けての福祉の在り方

47 高良 智  
 52 木藤 弘喜

### 所長コラム 障害者総合支援法の「3年後見直し」というけれど…

57 佐藤 進

### 報告 昴☆共生社会研究所活動報告／所員・所友

59

## 巻頭言

社会福祉法人 昴 理事長 内田 富士夫

当法人の昴☆共生社会研究所が昴で働く職員の主張や意見、実践報告や視察報告等を掲載した「共生社会研究第2号」を編集した。この研究所は法人の諮問機関として「調査研究」「事業の企画提案」「情報発信」等の業務を行い、法人の事業計画や将来計画の策定に資することを目的にしているため、研究の成果報告書であるこの研究誌は法人の設立の理念を実現するための事業展開や情報発信等に関する実践的で戦略的な提案書であり、学術誌とは一線を画すものである。

わが国は2007年(平成19年)に高齢化率が21.5%に達し「超高齢社会」になった。また、人口の減少は2005年(平成17年)から始まり2011年(平成23年)からは人口の自然減が20万人を突破した。こうした人口減少は地方だけではなく、今後は首都圏や地方の大都市でも起き、東京では足立区・葛飾区・杉並区での人口の減少が予測され、高齢者は大都市でも確実に増加していく。少子・高齢社会や人口減少に加え、1,200兆円を超える財政赤字を抱えるわが国が今後めざす方向性は旧来型の成長戦略ではなく「人々が共生する社会」を実現させることである。そして、このような「共生社会」を実現させるためには一部の専門家や事業者だけではなく、地域住民が自ら直面する課題に向き合い、積極的に行動することが必要であり、それでこそ「共生への道」が拓けてくると考える。だからこそ、この研究所の活動は地域福祉の分野で当面する重要な問題を喚起し、人々の意見形成に影響を与え、世論を動かせるような「オピニオンリーダー」として機能していくことが重要であり、そのような「専門性」を高めていくことを期待している。

また、平成25年度からは研究所の活動に

加え「障害者総合福祉推進事業」にも取り組んだ。この事業は障害者総合支援法の検討規程(附則第3条)によるものであり、事業の背景や目的は「障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年目を目途として、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉の在り方、等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする」となっている。そこで、当法人ではこの事業の補助金を活用し「サービス提供事業者等へのアンケート調査やヒアリング」等を行い常時介護を要する障害者等に対する「支援の事例収集」などを行い、常時介護を要する障害者等の「常時」とはどれほどの時間で「介護」とはどのような介護なのかを明らかにし、障害の種類や軽重に関わりなく地域で生活するために過不足のない介護の質量やその供給体制を明確にするとともに、そのサービス給付の在り方に関する提言を行うことを目的にして、この事業に取り組んでいる。そして、平成26年3月29日に開催する「すばるセミナー2014」で事業の中間報告を行う。

結びに研究所の活動や障害者総合福祉推進事業にご協力いただいた多くの方々に深く感謝の意を表し巻頭のことはとする。

\* \* \*

共生社会研究 第2号 2014年

## My Opinion オピニオン 解説

昴☆共生社会研究所 事務局長／ハロークリニック相談支援室 山崎 晃史

第1号に続き、マイオピニオンは社会福祉法人昴で実践の場に身を置く者たちが、肌で感じ取ったことをもとに考察したものである。今号では執筆されたものをテーマ別に配置した。その順番にそって簡潔にコメントする。

まず「人権」をテーマにした論考である。オピニオン1で浅田は「～ちゃん」づけ等で呼ぶ支援関係がもつ危うさを指摘している。オピニオン2では障害者虐待防止法についての解説を小林が行っており、虐待範囲の不明確さを指摘している。オピニオン3で高良は特に身体拘束とされる範囲の微妙さを述べている。これらから抽出されるのは、福祉サービスを利用する者が弱い立場に貶めらるがちな権力関係である。それに無自覚でいると、「親しみ」のつもりでも結果的に人権侵害となり、過剰な干渉や制限を加えてしまいがちになる。

次に「福祉事業における人材」に関する論考である。オピニオン4において降旗は福祉事業の人材不足および離職率の高さについての要因と対応策を考察している。福祉事業についての社会的合意が、経済成長に伴う余剰の範囲で行うもの、慈善的なもの、とされているうちは、福祉職全体の地位向上もなかなか望めない。福祉事業に関する価値観の転換が迫られている。いっぽう、オピニオン5において木藤は福祉職へと転職した自らの経験を述べながら近年の若者の仕事を巡る状況を考察している。我が国の青年層は世代間格差が広がる中で全体的に不利な状況に置かれているという構造的な問題がある。この青年層が外国を排斥、攻撃して不満を解消するのではなく、国内の変革を志すようになって欲しいというのは酷なことだろうか。

「スポーツ」の問題も取り上げている。オピニオン6で工藤はパラリンピックにおける知的

障害を持つ方の参加の歴史を紹介している。スポーツという身体運動面への知的障害の影響をどう考えるかでハンディの付け方に幅が生じることが推測される。

続いて「福祉サービスにおける顧客満足」をテーマに、オピニオン7で町田が考察している。どうしても支援側の論理で組み立てられがちな福祉サービスを、顧客満足度という本人目線で組み直す必要がある。しかし、その満足度は即時的な満足だけではない他サービスとは違う視点が必要だとの指摘である。

さらに、「福祉サービスのあり方」を巡りグループホーム(赤間)、短期入所(降旗)、レクリエーション(石井)、代行サービス(木藤)、通所事業所におけるエンターテインメントの創造と提供(木藤)の論考が続く。福祉事業の形態に合わせてニーズをはめ込むのではないという発想が共通して根底にはある。

「コミュニケーション支援」に関するオピニオン13,14,15では重症心身障害をもつ方へのタブレット端末活用を考察している。言語表出面に機能障害がある場合、意思をどう把握するかが大きなテーマである。ただ、コミュニケーションは相互的なものである。端末という物理的ツールを活用しつつも最終的には支援側の読み取る能力と姿勢は無視できない。

「新しい施策の動向」として高良は、オピニオン16で障害者優先調達推進法について報告している。高良が述べるように、この法律施行を、商品やサービス力を高め、地域の就労支援機関が協同するきっかけにしたい。

最後に「社会のあり方」として赤間は共生社会を素朴な感覚で捉えなおしている(オピニオン17)。助け合い共に生きるウェットな世界と、孤立的な都会生活の利便性との折り合いが問われている。

## 利用者さんへの呼びかけについて考える

相談支援センターYeast 浅田 康裕

ここ数年、法人の内外で利用者さんの名前を呼ぶ際に、「ちゃん」づけや名前を簡素化または省略したニックネームで呼ぶ職員がいることに違和感がある。利用者さんはほとんどが成人されている。中には30代・40代の方もいる。そのような方に対して「～ちゃん上手だね」とか「～ちゃん仕事終わった？」等の声掛けは一般社会から見ると変である。利用者さんを一人の成人として敬意を払って接しているだろうか。自分に置き換えて想像してみるとよい。自分がサービスの受け手で、サービスの提供側から「ちゃん」づけでよばれることを受け入れることができるだろうか。あるいは、職場の上司・先輩・同僚・後輩から「ちゃん」づけで呼ばれることが普通かどうか。

親しみを込めてとか、本人がそう呼ばれたがっている、といったことがあるかもしれない。確かに、これまでの長年のかかわりの中で築いてきた関係があると思う。しかし、本人がそう呼ばれることに抵抗感がないとしても、成人した人がニックネームで呼ばれながら仕事をする(サービスを受ける)光景には違和感がある。特に就労支援の事業所は、一般就労を目標にして利用者さんとともに就労できる力を培っていく場所である。利用者さんが一般就労することを想定したときに、「～ちゃん」やニックネームで呼ばれてきた就労支援事業所での経験は、挨拶・礼儀といった仕事をする上での基本的な態度を身につけることを妨げないだろうか。あるいは利用者さんも仕事というものに対して緊張感をもてるだろうかと懸念する。また、重度の知的障害や重症心身障害を有し、自分の意思を表明することが難しい人は自らのことをどのように呼んでほしいか確認することは難しい。だからこ

そ、一人の成人として接するべきではないか。また、事務所の中で職員同士の打ち合わせや公のケア会議でも利用者さんを不用意に「～ちゃん」と呼ぶようなことも避けたい。

我々は、利用者さんをなぜ「～ちゃん」づけで呼ぶのか。年下だから？かわいいから？一般的に会社で働く人が、「～ちゃん」とよばれるだろうか。女性社員を「～ちゃん」とよんだらセクハラとされるケースさえある。パワハラやモラハラになることもある。知的な障害を有する人は何歳になれば「さん」と呼ばれるようになるのか。障害があるというだけで、成人しても「～ちゃん」で呼ばれなければならないのは悲しい。知的な障害を有せず、車いすや盲導犬を活用して社会の中で働いている方、生活されている方を「～ちゃん」とつけて呼ぶことはまずない。だとすれば、これは知的な障害を有する方への差別に当たるのではないか。

そういう私もつい「～ちゃん」とつけて呼んだり、冗談半分に「〇〇先生」と呼んだりしてしまうことがある。全ての場面で、杓子定規に「さん」と呼ぶのが適しているとは思わない。休憩時間等互いにリラックスして話す場面もあると思う。自分と利用者さんの年齢差からくる関係もあるかもしれない。いろいろなケースがあると思うが、サービスを提供する側とかサービスの受け手であるとかといったことの前に、一人の人間として敬意をはらって接していきたい。そして、互いに尊重し合える関係を築いていきたい。

\* \* \*

## 障害者虐待防止法の理解とこれからの課題

アドヴァンス管理者 小林 隆幸

2012年10月1日より障害者虐待防止法が施行された。この法律の正式名は「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律」である。現場で働かれている方はすでに承知されていることと思うが、家庭・職場・施設を対象に、虐待を発見した者は通報しなければならないという義務が課せられることになった。この通報窓口の設置を受けて「虐待の早期発見」につながる期待感が持てそうだ。とはいえ、障害者虐待防止法施行の背景には、虐待が絶えない現状が根底にある。法人内の虐待防止委員会に属する私は、委員会の論議に加わる中で、なぜ今まで障害者虐待防止法が先延ばしされてきたのかという「疑念」が湧いた。

虐待が表に出るまでには、驚くほど被害が深刻化していると思われ、それ故に早期発見や対応といういわゆる掘り起こしの重要性が求められる。虐待防止法の整備によって、この法の有効な活用へとつなげていかねばと改めて感じる。しかし、周知が十分でないために、管理者レベルでは制度について一定の共通理解が図れているものの、全関係職員の意識の共有は不十分だと思う。そのため、情報不足・知識不足が露呈することが心配される。職場内研修の機会を積み重ねながら、職員一人一人がこの法律に目を向けることができるようになる必要がある。

さて、「虐待」という言葉を聞いてどんな想像が働くだろうか？もしかすると「自分には関係ない」と思う人が多数かもしれない。しかし、「虐待」などという自覚がなくても、他の人から見ると虐待に当たるのではないか？と思われることがないとも言えない。いわゆる「グレーゾーン」といわれるような場合である。私

は、グレーはクロだという認識を持つことが重要と考えている。もちろん、殴る・蹴る・つねるといった行為は「暴力行為」そのものであり、虐待の最たるものであることは言うまでもない。私たちはどのように利用者さんに寄り添う支援を心掛けるか、そして職場の風通しを良くして話し合える環境づくりが、虐待防止に必要不可欠な問題と感じている。

一方、この法律に基づく制度については、幾つかの課題もあるように思える。例えば、「学校・病院・保育所」は直接の対象ではなく、しばらくは相談支援で対応するとのこと。しかし、そのような場で限りなくクロに近い事例があることも耳にするのだが…。それと、周囲の無関心というか他人の家庭に入るべきではないといった日本人的な配慮が通報を遅らせ、逆に「あれも虐待」「これも虐待」と虐待探し・犯人探しのような空気が職場全体に広がらないかという懸念もある。さらに市町村の通報窓口が、休日、祝日や夜間の受付がほとんど警備員対応であるために、緊急対応がスムーズに図れるのかと非常に疑問に感じるところがある。

この法律の中身を周知するには、時間がまだまだかかりそうだが、高齢者虐待防止法や児童虐待防止法が先に法律化されていることで、互いの制度が有効に働きあい、虐待を小さな芽のうちに摘みとれる期待が持てる。虐待行為によって、かけがえのない命を犠牲にした彼ら彼女らのためにも、我々はいかなる意味においても決して虐待に陥らない支援の専門的力を上げていくことが必要である。そして、障がいのある人、その家族が生きづらさを感じているときに、どこまでも丁寧で真摯に向き合っていくことを忘れたくない。

## 身体拘束と虐待について

昴☆共生社会研究所 所員／アドヴァンス 高良 智

2012年10月1日より障害者虐待防止法が施行された。障害者の人としての尊厳を害する「虐待」を禁止し、障害者の権利擁護に資することを目的とした法律である。

虐待には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄、放任(ネグレクト)、経済的虐待など大きな枠組みがあるが、それぞれについては犯罪に相当する事例もあり、明確に禁止されるべき行為と理解されている。身体的虐待については、障害者に怪我をさせる行為については「傷害」という犯罪であるし、経済的虐待についても詐欺や窃盗と同義だ。このように、虐待者しいては犯罪者について、しっかりとした調査で適切に処理されるべきだが、なかには明確に定義しづらい課題もある。その中の代表的なものの一つが「身体拘束」だ。

活動中に、過度に興奮したり、強いこだわりのために起きた利用者の自傷あるいは他害行為から本人や周囲を守る為に、一時的に身体を押さえたり、落ち着くための個室に入ってもらったりといった行動制限を行うことがある。自由を支援者が奪う事は、本人への権利侵害であると思われる。しかし、どのように本人や周囲の安全を守っていけばよいのか。

緊急やむを得ない場合の身体拘束や行動制限については、「～高齢者ケアに関わるすべての人に～」(厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)によれば「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件を検討しなければならないとされている。「切迫性」については障害者自身又は、他の人たちの生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「非代替性」については身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援や援助の方法がないこと。「一時性」については身体拘

束その他の行動制限があくまで一時的に限定されたものであることである。これらの条件を検討したうえで、真にやむをえない場合にのみ適用されるのだが、以上の要件をその場で瞬時に判断することは困難であり、事前にその利用者について、様々な場面、状況を想定した行動支援計画を立て、それに基づいて実行される必要があるだろう。決して、その場の支援者の気分や職員の体制を口実にして行われてよいものではない。

本人のためにと行って行ってきたこともあるが、当の本人から明確に意志を確認できたことは少ないし、確認すること自体を怠ったことも少なからずあった。身体拘束は、あくまで本人の尊厳を尊重する立場に立ち、さらに丁寧な準備に基づいて考えていかななくてはならない課題であることを改めて強く認識する。

身体拘束は、原則として行うべきではないという強い意識を持ちつつ、本人の安全などを考慮しやむを得ないと判断した場合にも、最大限に抑制的に行われるものでなければならない。身体拘束はあくまで本人の利益のために行われるべきものであり、そこに少しでも支援者側の感情や都合が入ってしまえば、たちまち虐待へと変貌してしまう。

利用者の生活の質を高めるという本人本位の支援の在り方に思いを至らせながら理解を深め、支援の質を高めていくことが、身体拘束をはじめとした障害者の権利を侵害する「支援」に陥る危険性を、減らしていくことができるのではないか。

\* \* \*

## 介護人材の採用と育成における課題

昴☆共生社会研究所 所員／FSC昴 降旗 守

3年前から法人の職員採用(特に学卒の定期採用)を担当しているが、思いのほか就職希望者が集まらない。なぜ、これほど人材が集まらないのか。福祉人材の採用と定着・育成にどんな努力が必要なのか考察した。

「福祉職の不人気」、これは、元を辿(たど)れば、政府が進めた規制緩和が裏目に出た結果だ。2000年の社会福祉基礎構造改革においては、様々な事業者の参入を認め、その競争によってケアの質の向上と市場の拡大が見込まれた。しかし、実際は労働コストの抑制によって収益を確保する方向に拍車がかかってしまい、その結果、福祉はきつくて給料が安い仕事というイメージが完全に定着してしまったのだ。今では、介護福祉士養成校などで半数以上が入学者の定員割れを招いているという。このように、日本は、ますます福祉職に人が集まらなくなるという負のスパイラルに陥ってしまっている。実際、福祉系大学等の就職課とコンタクトを取っても、軽くあしらわれることも少なくない。福祉人材を輩出する使命を持つはずの福祉系大学でさえ「介護職は最後に辿(たど)りつく職。いつでも需要があるから」と考えているように思えてならない。

さらに問題は、人材が流出すること(離職率が高い)にもある。2008年の調査<sup>\*1</sup>では施設介護職員＋訪問介護員の離職率が18.7%で、全労働者の離職率8.2%を大きく上回っている。さらに、注目すべきは離職者の8割が採用後3年未満の者だということ。また、同調査によると「仕事への不満」は1位が「賃金」で

突出しているが、2位が「働きに対する評価」、3位が「職員教育体制」となっている。つまり、評価制度の有無と、採用から3年までの間にしっかりと職員育成に取り組むことが定着率の良い職場作りには必要ということだ。

では、我が昴にあってはどうか。調べてみると、過去5年間の離職率の平均は12.4%で、全国の動向よりはやや低い。しかし、離職者の平均勤続年数は平成19年が7.6年だったのに対し23年は3.4年と年々短くなってきている。また、退職者の約90%が非常勤職員であった。やはり、非常勤職員の定着に課題があると言える。その原因に賃金の不満があることは否めない、さらに正職員の新任研修は実施しているが、非常勤職員にはこれに相当するものがないことも無視できない。つまり、欠かせない戦力であるにもかかわらず、非常勤層への手立てが未整備なのだ。非常勤職員は中途採用が多いことから、即戦力として期待され消耗してしまうことや、同期が少ないことから孤立感が強いなどの陥りがちな傾向への対策が必要だ。ゆえに、個々の事業所・業務内容にマッチした綿密な研修課程とキャリアパス<sup>\*2</sup>の設定、メンター制度<sup>\*3</sup>が有効だと思う。このように、あらゆる職員層の育成環境を整備することで、永く安定した介護力を提供できる体制を整え、様々な経歴をもつ人材の強みを生かした事業展開とそのため採用を行えるように取り組みたい。

\*1(材)介護労働安定センターによる調査

\*2ある職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のルート

\*3一定期間新任職員に、職務の他、身上の相談等にも応じる指導担当職員(メンター)が付添う制度



## 社会で働く若者の苦悩についての考察

昴☆共生社会研究所 所員／デイセンターウィズ 木藤 弘喜

ここ数年、社会に出て、働くことに苦戦している若者が増え続けているようだ。メディアでもしばしば特集が組まれるように、社会問題として深刻化している。この状況下で、自分を含めた20代が抱えている、社会に出て仕事をしていく上での苦悩や課題、それを解決する為の対策について考えてみた。

自分が子供の頃に考えていた「働く」ということは、「大人になったら誰でもする当たり前のこと」であり、最近の「働きたくても、働けない」ことや、フリーターと呼ばれる人が多く存在するようになるとは想像もつかなかった。

今回、このテーマについて考えるきっかけとなったのは、自分自身の大学卒業及び就職、そして退職、転職から、今日に至るまでを振り返ってみたからだ。私は卒業後、SE(システムエンジニア)の仕事に携わった。しかし、数か月で退職することとなり、その後、大学在学以来の就職活動を再開した。その間の半年余りを振り返ってみると、一日も早く再就職したいという一心で、手当たり次第に様々な職種に応募していた。しかし、業務上必要になる資格取得状況や経験を考慮すると、再就職は簡単ではなかった。数十社エントリーしたが、書類選考の時点で不採用の通知が届き、試験に挑むことさえ出来ない時期が続いた。それまでの20数年の人生の中で、最も辛い時期だったことを今でも忘れられない。

その状況の中で、たまたま求人広告で昴の職員募集の告知が目にとまり応募したところ、採用が決まった。福祉に関する勉強も経験も全くないままにこの道に進む決心をしたのである。福祉の仕事に関しては、二人の祖母が長年、車いすを利用した生活を送っていたこともあり漠然とした興味はあった。しか

し、ただそれだけのことで、この仕事に就く為に準備をしてきたわけではないままの就職だった。そして、昴に入職してからの3年を振り返ってみると、見るもの聞くもの全てが初めての経験ばかりで、常に悩み、模索する状態が続いていた。しかし、自分の関心がある職に就けたということは、これから「働く」ことを継続する上で良い再スタートが切れたと思う。新しい仕事に向き合う準備が出来ていない自分が、前職とは畑違いの職に携わることが出来たのは、運が良かったとしか言いようがない。しかし、以前の私と同様に、働く意志を持って行動を起こしているにも関わらず、仕事に就けないニート状態の若者も多い。そういう若者を「レイブル」と呼び、応援する機運を高めようとする試みが大阪で2012年1月より進められているという。レイブルとは、「レイトブルーマー」という言葉の略で、「遅咲き」という意味である。比較的、マイナスイメージを与えるニートに代わる新たな呼称として発信し、就労を後押ししていく構えである。

一方、若者が仕事に対して、後ろ向きになる要因一つは、ミスを恐れることとも考えられている。しかし、今の自分に引き付けて考えると、失敗したことから得られるものが多く、そうした体験も大切だと思う。これを、「障害を持った方の生活を支えるということ」に置き換えて考えてみると、サービスを利用されている方に対する人としての尊厳の尊重と、命に関わること以外の失敗はたくさんしても良いと思う。もちろん、失敗はない方が望ましいが、失敗は必ず今後の自分への糧となることを学んできた。成功から生まれるものより、失敗から生まれるものの方が、むしろ自分の力になり、その後の仕事の武器になると思う。



## パラリンピックと知的障害

昴☆共生社会研究所 所員／デイセンターウィズ 工藤 陽介

先般開催されたロンドンパラリンピックは日本選手団の活躍もあり、予想以上の盛り上がりを見せた。障害者のオリンピックとして世に知られている大会だが、報道の対象となるのはどうしても障害が明らかにそれと分かる競技がほとんどだ。そんな現状もあり、パラリンピックは身体障害者だけの大会(オリンピック)と思われがちである。しかし実際には知的障害者の競技も実施されている(聴覚障害者と精神障害者の競技は実施されていない)。

知的障害者は、1996年のアトランタ大会で初めて、パラリンピックに参加することが認められている(パラリンピック自体は1960年に第1回大会が開催されている)。

しかし、2000年のシドニー大会で衝撃的な事件が発生した。男子バスケットボールの知的障害クラスで金メダルに輝いたスペインチームに障害者を装った健常者がいたのである。12名の登録メンバーの内10名もの選手がなんの障害もない健常者であり、それが後に内部告発で明るみに出たのである。

その結果、国際オリンピック委員会は2002年のソルトレイク大会から、全ての知的障害者のクラスを実施しないと決めてしまった。その後2009年に、国際知的障害者スポーツ連盟(INAS-FID)による、障害認定の厳格化等の新たなシステム<sup>\*1</sup>が認められ、先のロンドンパラリンピックから一部の競技・種目でのみではあるが知的障害者のクラスが復帰を果たすことにはなった。

このような事態が起きてしまった大きな要因の一つは、多くの知的障害が目で確かめら

れない障害だということが挙げられる。身体障害であれば、車椅子を使っていたり、義肢を用いて走っていたり、一見して判断出来る。しかし、特にパラリンピックのような競技性の高いスポーツ大会に参加するような知的障害者は、外見から立ち振る舞い、受け答え等、健常者と何ら変わらない人が多く、その障害の有無をすぐに判断することは難しい。

そこで、新たにINAS-FIDが構築したシステムの中では、知的障害の有無の判断だけでなく、各スポーツの競技特性に準じたテストを受けることが義務付けられた。それは、その競技を行うにあたって必要とされる知的及び認知スキル(状況判断や反応時間等)の確認や技術的なテストで構成されている。

パラリンピックも世界一の競技者を決めるスポーツ大会であるので、クラス分けの仕方が、障害の分類や特性に重きをおいたものではなく、純粋な競技能力(タイムやスコア等)で決められるべきではないのかと私は考える。そういった意味でも、この新たなシステムでは、特にこの部分での精度を上げていくことがとても重要なのではないかと感じており、今後注目してみたい。

また、現状3競技7種目の実施に止まってしまっている知的障害者を対象としたクラスが拡大していくことに期待を寄せると共に、競技スポーツを志している多くの知的障害者が、パラリンピックという障害者スポーツでは最高峰となる大会の場で脚光を浴びる機会が増えることを切に望んでいる。

<sup>\*1</sup>国際知的障害者スポーツ連盟(INAS-FID)ホームページ(<http://www.inas.org/technical/eligibility-and-classification/eligibility-and-classification-resources/>)参照

## 福祉サービスにおける顧客満足度とは

昴☆共生社会研究所 所員／ワークショップチボリ 町田 尚広

“かゆいところに手を届かせればいい”。今回の題材と向き合った時、いつかカリスマホストがテレビで話していた言葉を思い出した。お客様の求めているサービスが分かるというそのカリスマは、客の満足度を先読みする事ができるある種の能力者だったのだろう。

顧客満足度とは、消費者が物やサービスを購入した際、どの程度満足したかを示すマーケティングの概念で、上場クラスの会社で、この取り組みをしていない会社はほとんどないといっても過言ではない。満足度調査の結果は、生産性や効率を多少犠牲にしても顧客満足度を高めた方が、消費者に満足を感じてもらえてリピーターも多くなることを示しているという。しかしながら、こうした評価が形式的になりがちな傾向もあり、一度そのサービスや商品を使った人がどこまで使い続けるか、どこまで愛してくれるか等、継続的な利用を図るために調査を活(い)かすことは難しい部分があるようだ。しかし、それがしっかりと機能している企業においては、各サービスに評価基準を定め社内点検や外部調査により、課題を抽出・分析し解決へのサイクルができており、またそのサイクルの中には社員の声を反映しつつ、やる気を引き出す仕組みもあるという。

ところで、福祉サービスの仕事は顧客にひとときの満足を提供するという一過性のものではなく、基本的には長期にわたることが通常である。そのため通常の顧客満足度調査の手法になじみにくい。また、福祉サービスそのものが必ずしも潤沢に整備されていないため、顧客にとって選択肢があまりにも少ないという現状にあり、顧客の側にサービスの質を評価するだけの余裕がないことも多い。それ

故に「顧客ロイヤリティ」といわれる顧客のサービスに対する信頼度、愛着度が一般的に高い状態にならざるを得ない。つまり、サービスのクオリティが必ずしも問われないままにリピーターがついているという異様な状態である。このような状況でアンケート等による顧客満足度調査を行ったとしても、それこそ形だけのものになってしまうし、顧客側に選べる自由がなく、事業者側にも選ばれないかもしれないという危機感がないままでは、本当の満足度を知り、それをサービスに反映することはできない。

次に、福祉サービスの満足度を測る尺度について考えたい。福祉サービスが一過性のものでないのだとしたら、長い時間軸の中に当てはめて検討することが必要である。そこではサービスを利用する人の人生に必要なことを、求めに応じて一つずつサポートし、人生が輝いていくことをその人自身が実感できるようにする支援が求められている。サービス提供者に求められるのは、かゆい場所がわかる特別な能力ではなく、顧客の全体像の理解につとめ、その人の人生にかかわる夢や希望を支えようという姿勢ではないだろうか。

市場原理の中では、会社や企業は顧客の即時的な満足を高めリピーターを増やすことで利益を追及するのだろう。しかし、福祉サービスでは、顧客満足度の引き上げは必ずしも利益を上げることを目的としているものではないわけである。サービス提供側のひとりひとりの仕事が、結果として社会全体の福祉に対する評価や理解を向上させ、それがやがて共生社会の創造へつながり、それがまた福祉サービスにおける顧客にかえっていくということにも大きな意味があると思われる。

## グループホーム・ケアホームと一人暮らし

昴☆共生社会研究所 所員／ホーム事務局 赤間 裕

しょうがいのある人達の暮らしの場は、自宅（親等の同居）以外にグループホームやケアホームあるいは入所施設などがあげられる。自宅はもとよりアパートでの一人暮らしや友達とのルームシェア、また好きな異性と同棲というように、自分自身で選択しながら好きな暮らし方ができる我々と比べると、しょうがいのある人達の選択肢は限られている。

しょうがいがあるからといって、その人が望む生活ができないというのはおかしいことである。人間には平等の権利があると憲法に書かれているのだから、どの人にもその人が望む暮らしを送れるように支援する事が必要である。しょうがい重いからと希望しても一人暮らしができないというのは一つの差別だと私は思う。

ところでグループホームの暮らしは一般的には一人暮らしと世間では理解されているが私は必ずしもそうは思わない。なぜなら、それぞれに個室になっている居室があるとはいえ、朝夕の食事は同じものを食べているし、他の入居者とあまり変わらない生活を送っている。これでは、ただの共同生活で地域にある小さな入所施設である。本当の一人暮らしはアパートや貸家を借りて生活するものである。

しかし今、ホームに住まわれている方が一人暮らしを望んでも、支援するシステムが整っていないのが現状である。こうした状態をこのままにしていいていいのだろうか。その人がしたいという生活を支援できないままでいいのだろうか。ニーズがあるのに支援できないのは職務怠慢である。だったらシステムを作ればいい。

私は家族、安全安心コールセンター、成年  
共生社会研究 第2号 2014年

後見人、ヘルパー事業所、相談員、日中作業所、アパート大家さん、行政と連携し支援する仕組みが必要だと思う。

ただ現在は、私たちの運営するホームに住まわれている方から一人暮らしをしたいという希望がでてきていない。だからといって現状のままではいけない。いざ一人暮らしをしたいという方があらわれた時には対応できないからである。希望者がいない今だからシステム作りをしてすぐにでも対応できるようにしなければいけない。

以前、何かの研修で講師の方がいわれた事に衝撃を受けたことがあった。それは重度心身しょうがいの方が様々なサービスを使い、アパートで一人暮らしを実現したという話を聞いたからだ。昴は先進的な取り組みをしているというが、もっと進んでいるところがある事を知った。

私も貪欲に一人暮らしができるシステム作りに取り組み、支援をしていきたい。



## ショートステイすばる 単独型短期入所事業の役割

昴☆共生社会研究所 所員/FSC昴 降旗 守

ショートステイすばるは夕方4時頃からにぎやかになる。できるだけ日常生活の流れや習慣を崩さないために、平日は通所先や学校が終わってから利用するのが通常だからだ。彼らのほとんどは戸惑うことなくリビングに入ってくる。そして、ある人は、スタッフと笑顔でハイタッチ。ある人は目を合わすことなく、いつも自分が宿泊する部屋へと荷物を運ぶ。彼らなりに、ここへ来たら「こう」と決めているのだろう。彼らの行動はよほど自然で、ここでの生活を受け入れているように見える。

しかし、私は、「短期入所サービスは知的障害児者の権利を侵害するおそれがある<sup>\*1</sup>」ということ、戒めのように自分に言い聞かせている。なぜなら、彼ら自身が望んで宿泊しているとは言いきれないからだ。家族の都合や休息、あるいは将来、親が倒れた時に備えるという理由での契約がほとんどなのだ。彼らが、「本当はこんなところに来たくなかった」という思いを抱えているのではないか。知的障害のために「NO」と言えないだけかもしれない。あるいは、身の回りに起きていることを不当と感じ得ないがために、短期入所に連れてこられてしまっているのではないか。

もちろん家族を責めるつもりは毛頭ない。そもそも、あらゆる意味で「支え」や「家以外の居場所」が足りないために、家族への依存

度が高くなってしまっていることに原因があるからだ。普段から必要な支援が得られ、将来への不安が募らなければ、何も短期入所に預けなくてもよいはずだ。一方、単独型短期入所は比較的敷居が低く<sup>\*2</sup>、利用しやすいという一面もある。すなわち、短期入所という入り口が広く包括的なサービスが、本来個別に、かつきめ細かく充足されるべきニーズを丸々飲み込み、封じ込めているかもしれないということだ。だとすれば、私たちは利用者の本当のニーズを知り、必要なサービス等に結び付けることに努めなくてはならない。また、それらの実態を集約して地域の課題を導き出し、共有することに取り組む役割も有している。

例えば、毎日在宅での入浴支援が確保できれば、宿泊までは必要ない人も多いだろう。同じように、通所の事業所が夕方6時まで営業していれば、あるいは、土日祝日の外出支援サービスの質量がもっと豊かだったら、自分に合ったグループホームや一人暮らしを支える仕組みが整っていれば…。

このように考えると、単独型短期入所サービスをいつまでも緊急避難やレスパイトといった利用事由にとどめておくのではなく、障害のある方及び家族の生活をより豊かなものにしていくためのオプションにできるように取り組んでいきたい。

\*1厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業『地域における短期入所の利用体制の構築に関する調査報告書』において全国の短期入所事業所における1か月の利用実人数の障害種別内訳では知的障害者が53.4%で最も多く、重複障害者と障害児を含めると82.6%であった。

\*2短期入所サービスは他事業に併設されている場合がほとんどのため事業自体にサービス管理責任者が置かれていない。また、個別支援計画の策定が義務づけられていない。この事業自体が緊急避難やレスパイトという性格を持ち、利用者自身の目的達成を目指すものではないということであろう。近年は私的利用での利用も可能のため、誰でも気軽に利用できる雰囲気がある。

## レクリエーションについての一考

昴☆共生社会研究所 所員／アドヴァンス 石井 勇太

レクリエーションは「休養、気晴らしや元気回復あるいはそのための行為」を意味するが、しばしばレジャーと混同して使用されることがある。レジャー(leisure)は、「娯楽」というニュアンスが強いが本来の英語は「自由に使うことができる」という意味を含めた余暇や自由時間を意味している。つまり、余暇とは人が自分自身を取り戻し、自分らしく振る舞うことが出来る時間をさすのである。いいかえれば、余暇を有効に利用して行うのがレクリエーションである。

ところで、現在の制度下では「レクリエーション」そのものを障害福祉サービスとして提供できる制度はなく、現行のいくつかの制度を活用しながらレクリエーションの支援を提供している。こうして利用できる制度は6種類<sup>\*1</sup>ある。しかし、こうした制度にもとづく支援には時間制限をはじめさまざまな制約がある。支給量やサービスの内容が「契約」という枠の中で制約されるからだ。サービス利用者は「人生に生きがいを見いだすことが出来る時間」を誰かに決められてしまうのである。その誰かとは、制度そのものを含む行政であり、事業者、家族、その他の自分以外の人、あるいは妥協させられている自分自身ともいえる。

もちろん、財政上の理由によって行政は支給量の肥大化をコントロールしなければならないし、事業者は、さまざまな制約の下でしか仕事を行えない(行わない)から、ある特定の人だけを特別視はできない。そういう状況下で、家族ないし本人は自分の生活の在りよう

と契約時間の間で折り合いをつけていかざるをえない。こうした契約に縛られた支援サービスは、毎月決められた日の決められた時間に消化されていくことも少なくない。とりわけてやりたい事でも、行きたいところでなくても、それ故に本人の達成感とはかかわりなく余暇を費やすことになる。これでは、余暇本来の目的とはかけ離れてしまうばかりである。それでも、こうしたサービスシステムが必ずしも無駄とばかりはいえない。例えば、就労している障害のある人にとっては休日は即ち「休憩の時間」であり、支援サービスを活用して労働の合間に次の労働に向けリフレッシュや活力を養うことができる。しかし、必ずしも働いているとは言えない人たちの「余暇」をどう考えどう提供すればよいのだろうか。近年、定年退職後の高齢者にとっては毎日が日曜日、即ち、余暇の時間であり、その余暇に自分の出来る何かを見つけられるかが日々の生活上の大きな問題になっていると聞く。このことは同様に今のところ就労することが出来ていない状態にある障害のある人にも当てはまるのではないだろうか。

障害福祉サービスでは、そもそも計画に則りサービスの提供を受けるが故に、臨機応変にその場の雰囲気や内容を変更することはできない。こうした様々な制約を受けて行った遊びを、楽しかったか？と聞かれると「なんだか疲れた」という人も少なくはないはずだ。そもそも制度に制限を受けている余暇やレクリエーションは疑似的なものにすぎない。契約上の時間が足りなくなれば途中で打ち切らざ

<sup>\*1</sup>生活支援で行う活動中の余暇、総合支援法における行動援護、移動支援、重度訪問介護(移動)、同行援護、県単独事業における生活サポート事業。

るをえない計画になるからだ。事業者が余暇支援と呼んでいるほとんどが実は一時預かり程度でしかないのかもしれないという危機感を持ってしまう。それは制度ありきで事業を行う事業者の責任でもあるし、そこで妥協してしまう本人たちの責任でもあるが、そもそも制度でそれらすべてを補い本当の余暇やレクリエーション支援を行うのは困難なのかもしれない。

しかし、制度が変わればいいというものでもない。レクリエーションを行うには少なからず費用が掛かる。自分が遊びに行きたいのだから最低でも自分の旅費を払える経済力が無くてはならない。つまり、経済力と遊びは切り離せない関係にある。またレクリエーションが仕事をする活力になる事もあれば、その事で収入も上がるサイクルもうまれるのである。どんな環境、状態の人でも仕事出来る様に就労支援は思考しなければならないが、現状で仕事が出来ていない方もある程度の経済力があればレクリエーションを楽しむ事は十分に出来るし、金銭的援助としてそれを支える地域の仕組みに取り組まなければならない。

それらは本人の安定した生活基盤の基にあるのだと思う。その3つのどこかに不備があればその人生が豊かとはいえない。現状の制度下でももう少し賃金を払えたり、サービスに幅を持たせたりすれば可能になることもある。だが、全てがその様に制度先行ではなく、サービスを提供するすべての人の意識改革が最大の改善点である。その後必要なサービスは必然的についてくるはずである。繰り返しになるが、必要なのは制度が変わる事ではない。本人は何を求め、どういう人生を目指しているのか共に考え、一人一人違うサービスを個別にカスタマイズしていくことにある。

そして、レクリエーションの提供にとって最も大切にすべきことは、一人一人を特別扱いし、現状に満足させないサービスを提供する事、人間誰も[可能性は無限だ]と言う事を体感してもらうことである。レクリエーションを行う事で生活、仕事に対しての意欲などが刺激され、だからこそ夢が広がり実現の第一歩を踏み出せるのである。だからこそ我々事業者は特別扱いの出来ない制度以外の方法を模索しなければならない。



## 「代行サービス」の今とこれから

昴☆共生社会研究所 所員／デイセンターウィズ 木藤 弘喜

「代行サービス」という言葉を聞いて何を想像するだろう。私たち、障害のない者にとって最も身近な家事や買い物などの時間や手間をお金で買い、自らの負担を軽減するというイメージが私にはある。一方、最近では、障害者や高齢者を対象とした代行サービスが普及し始めているようだ。新聞の記事の中で特集が組まれていたのだが、そのサービスの中には、独力で読み書きすることが困難な視覚障害者や、手紙等を書くことが苦になっている高齢者を対象にした、本人に代わって読み書きする、代読、代筆サービスの需要が高まってきているという。今まで、障害があることや、高齢を理由にして諦めざるをえなかったことを実現できるようになった。このように、生活の中に隠れていたニーズにピンポイントに着目した「代行サービス」が普及し始めているというのだ。代筆や代読は、勉強や仕事などの日常生活上必要なもの、つまり、生活をしていく上で必要不可欠なものだから、重視されるべき課題であると思う。

これらのサービスが更に身近なものになって欲しいと願う出来事と直面したのは去年のことだった。東日本大震災関連のニュースで知ったのだが、避難所生活をしている方々には、関連する状況や情報が紙媒体で張り出され周知されたという。しかし、その周知方法では、視覚障害者の方にとって必要な情報入手するのに大変困難な状況であったという。

代行サービスの特徴は、食事や排泄など最低限度の生活を成立する為の身体的な介護とは着目点が異なり、生活の中での困り事を解決する為の視点にピンポイントに着目できることが、大きなポイントであると思う。しかし、代行サービスを受ける側がサービスを受

けることを躊躇する理由として挙げられるのが、家族以外の他人に自分の生活に入り込まれることに対するためらいが挙げられる。双方の信頼感や安心感が問われる中でサービスの提供が円滑に行われる様、この種のサービスを提供する為の技能を学ぶ支援員養成講座も実施されている。代行サービスの大きな特徴は、「サービス＋付加価値」という点が欠かせないことだと思う。ここでいう付加価値とは安心感や、再度利用したいと思ってもらえるメンタル面でのケアと考えられる。

「サービス」という言葉を聞くと、プラスのイメージしか想像できなかったが、必ずしも全ての人々にとって、同じように受け入れられているとは限らない。それは、サービスを利用する目的は、最低限度の生活を営む為、現在の生活により豊かさを求める為にとさまざまだからである。それぞれの利用の目的によってその重要性は異なっているのである。今後、これらのサービスが日々の生活により身近になり、需要が高まることになれば、高齢や障害をもつ方々にとっても、自分の生まれ育った街で、より楽しく、当たり前の生活を営むことができるのではないだろうか。代行といった新たなサービスが、誰もが自分の生活をより良いものにする為の手段として、身近にあることを実感しながら生活できるような地域に変えていきたい。

\* \* \*



## 通所事業所におけるエンターテインメントの創造と提供

昴☆共生社会研究所 所員/デイセンターウィズ 木藤 弘喜

「君のカラーが見えない」、以前、ウィズの活動プログラムの活性化について悩んでいる時に、上司から言われた一言である。それから、自分にしか出来ない活動プログラムは何なのかを考えきた。

デイアクティビティーセンターは、障害のある方に日中活動を楽しんで頂く為のプログラムを提供することを目的としているのだから、どれほど重度の障害がある方に対しても、ただ介護をしていれば良いというわけではない。それを理解しているつもりでも、「楽しんで頂く為には？」ということについて貪欲な追及に欠けていた。

「楽しませる」、そのシンプル且つ難しい課題を、どの様にしてウィズを利用されている方に提供できるかということを自分なりに考えてみた。自分が好きなことを全力で取り組み、わずかでも相手へその楽しさを提示できるのではないかと思います。もちろん個々に興味のあるものは違って当然だが、少なくとも、支援する自分自身が楽しいと思える活動を提供しない限りは、利用されている方を楽しませることは不可能だと思ったからだ。

それなら、実際に楽しい思いをして頂くにはどうすれば良いのかと考えた時、百聞は一見にしかず、体験して頂くしかないのではないかと思います。障害を持っている故に、今までの人生の中で、様々な遊びなどの経験が少ないのなら、まずは、様々なプログラムを体験して頂き、その中から、本人が楽しんでいる(だろう)プログラムは継続し、つまらなければ改善策を考えるとところから始めれば良いのだろう。

楽しんでいる(だろう)という表現はあまり好ましいとは思わないが、ウィズを利用されて

いる方のご家族とお話をさせて頂いても、今日まで障害がある子供を育ててこられたご両親やご兄弟のお話からも、「たぶん好きなのでしょうね」という曖昧な返事が比較的多いという現状もある。投げやりな表現になってしまうかもしれないが、家族にもわからないことを、支援員がすべて把握することはとても難しく困難なことだ。だからこそ、想像力を膨らませた支援が必要なのだ。利用者の方たちと、楽しみが共有ができるであろうと同世代の人間が活動を検討することも、打開策の一つになるのではないかと思います。

自分自身が活動の楽しさを最もわかりやすく表現し、提供できるものは何かと考えた時、自分の趣味でもある音楽の活動なら、音楽の楽しさを提供できるのではないかと思います。職場に様々な楽器があるウィズは、音楽好きにはたまらない、そして音楽活動を実施する場としてはとても恵まれた環境である。だからこそ、それらの楽器を活かさない手は無いと思っていた。

ただ、音楽の活動を「楽器を演奏する」という狭い視野の中でしか捉えていないことに気付いた。音楽の動の魅力である、「楽器に触れる」ということに執着し過ぎていたのかもしれない。

本当に大切なのは楽器が演奏できることではなく、「音楽」という文字が表す通り「音を楽しむ」ことではないかと思えたのである。

これまでは、利用者の方が好きであろう(と思える)打楽器で職員が介助をしながら演奏に関わるという形をとっていた。しかし、本当にそれで楽しいのか？やらされている感になってしまうのではないかと感じた為、楽器の演奏以外でも音楽の楽しさを提供する方法

はないのか考え、その打楽器から離れ、職員が両手を大きく広げて手拍子をしてリズムをとるという方法へ変更した。

その様子を見た利用者の方は、思いのほか良い表情をされており、そのリズムに合わせて自分のペースで手拍子をし、自分なりに音楽を楽しんでいるであろうと思われる姿がとても印象的であった。

この経験を通して、音楽を聴くことや、楽器を演奏することにより、音を「聴覚」を介して耳から取り入れて楽しむだけではなく、「視覚」に訴えて見て楽しむ、または体を揺らしてリズムを刻むなど、様々な「感覚」を刺激した楽しみも得られるということに気付かせてくれた。つまり、音楽への関わり方は「何でもあり」で全てが正解で、不正解ということは無いと思う。

最も大切なことは、その活動に参加することにより少しでも気分が豊かになること、それが実現すればこの活動を提供する意義はあると思えた。

ここ数年、ウィズの中で固定化された多くのプログラムは、今まで先輩方が長年かけて作ってきたものであり、必ずしも「自分(私)のカラー」を活かしたものではない。そうしたプログラムを利用者の皆さんが楽しんでくれば、それらの活動は継続してより楽しさを追求していきたいとも思うが、それで満足していいわけがない。マンネリ化を避け革新性の

ある活動の提供が求められ、それを現実化しなければならない。

活動への関わり方は他のプログラムに関しても多種多様にある為、決まりきった支援方法は繰り返し検討し直す必要がある。固定概念としての今ある枠組みに依存しては、日中活動もただ時間が経過するのを待つだけになってしまうという恐れもある。だからこそ、常に楽しい思いをして頂く為の新しい働きかけをする必要があると思う。

その結果、従来まで実施されてきたプログラムにも魅力が増すだろうし、新たなプログラムの創造・提供につなげられるのではないだろうか。

通所事業所は、昴の中にも他に数カ所ある。それぞれの事業所が、「売り」となるプログラムを用意する。サービスを利用される方々にとっては「〇〇のプログラムに参加したいから、今日は〇〇に遊びに行こう」という選択が可能になる。こうした方法で、より楽しい日中活動の提供や、地域で生活していく楽しさを感じて頂けるきっかけになるのではないか。その発信地として、自分が所属しているそれぞれの事業所(私にとってはウィズだが)においては、活動の活性化の実現とより魅力的な日中活動の提供が出来る様、一人一人が自分のカラーを出していくことが求められている。



My Opinion オピニオン 13 コミュニケーション支援——  
重症心身障害の方のコミュニケーション支援の考察と今後の取り組み(Ⅰ)

ハロークリニック/アドヴァンス 理学療法士 小川 由美子

今年9月に開かれた国際福祉機器展において、タブレットPC用のコミュニケーション支援ソフトが発表された。今までは個別の機器としてあったトーキングエイド(五十音表の文字盤スイッチ)が、タブレットPCのソフトとして開発され、タッチパネル上の操作が可能になった。このツールは、東京大学先端科学技術研究センターによる障害をもつ子どものためのモバイル端末活用事例研究の中の「魔法のじゅうたんプロジェクト」の成果だという。これは、モバイル端末が子ども達をどこにでも連れていき、リアルな学習体験を可能にする事に由来したネーミングである。私はこのプロジェクトが、多くの学校や大手携帯会社までも巻き込み、より活動的なコミュニケーション支援を目指して、最先端の情報技術を駆使し研究されたものであることに大きな感銘を受けた。

私は、理学療法士という仕事柄、重症心身障害の方と接する機会が多い。リハビリテーションは、ご本人・ご家族のニーズや目標設定のアセスメントを日々確認し合いながら進めなければならない、そのための相互のコミュニケーションや意思の疎通は欠かせない。しかし、重症心身障害の方が、指や首の僅かな動きなど全身を使って自己表現しているにも関わらず、受け手側である私が自分の思い込みで、本人の意思を決めつけわかっているかのように受け取ってはいないだろうかと感じる事がある。ついつい安易にYES/NOの二者択一の範囲の中で、本人の意思を選んでしまっているかもしれない。しかし、本当は誰もが複雑な思いを抱えているのは当たり前で、二択だけでは解決されない意思を抱えているかもしれないのだ。

だが、未熟な私にとっては、その思いをくみ

とすることはとても難しい。だから、大切なのは、私たち支援者がその思いを丁寧に考える努力をし続け、意思疎通を積み重ねていくことであると思う。相手が何を伝えようとしているのか、何を思って表現しているのか、自分も思い悩みながら応えていくことがコミュニケーション支援の第一歩ではないか。あるいは、それは支援というより障害の有無などに関係なく、人間であれば誰もが行うコミュニケーションの基本なのだと気付かされる。

そうした中、今回新しく発表されたタブレットPCのコミュニケーションツールは、1つのハードに多様なソフトが揃っており、新しい伝達方法を手軽に試し、バリエーション豊富な選択をする事が可能であることが魅力的である。しかし、選択肢が広がる分、受け手次第で、本人の意向とは違う方向に受け取られる危険性も孕んでいる。つまり、私たち支援者側のコミュニケーション能力が試されているともいえる。どんなに使い易い機器があっても、本人が思いを伝えたい相手とそれをしっかり受け止める相手がいなければ意味がない。

今回のタブレットを使ったコミュニケーションツールへのもう一つの期待は、今までの福祉用具のような「障害者向け」といった枠組みではなく、誰もが使用するタブレットというハードで支援が行えるということだ。このままハードが進化すれば、今まであった「障害」という特別な言葉は、誰もが抱えている悩みのようなただの「困難な事」という表現へ変化しうる将来が来るかもしれない。

最先端の情報端末のデジタル技術と、一人一人の思いを丁寧にくみとっていくアナログなコミュニケーション技術、その両方を日々大切にしていきたい。

アドヴァンス 吉田 純也

今年度から我々の事業所(アドヴァンス)では、障害の重い人たちの意思の表出を汲み取るためにタブレット機器の利用に着手している。

支援の間では互いのコミュニケーションや意思の疎通は欠かせない。しかし、障害の重い人が指や首の僅かな動きで全身をふりしぼるように表した内容を、支援者側の思い込みでその意思を理解したと勘違いしていることも少なくない。意思が表出されあるいは意思を表出しようとしているのに、支援者がそれを汲み取れないということが多々ある。

そういった問題を解決するために、これまでは写真や絵カードを使って本人の意思決定を支援しようとしてきた。利用者の思いや意思はどこにあるのかを見極めることは重要な課題だ。加えて、我々支援者側が提案する活動メニューだけで良いのか？そこには、本人の思い、期待や願いが反映されているのか？ということも見直しが必要であった。そのような課題に対応するために、今年度からタブレット機器を利用して本人の意思を多角的に様々な方法で汲み取ることを試みている。

タブレットを導入してからの取り組みでは、視覚や聴覚を使って意思を表出することが出来るアプリを活用している。本人の眼球の動きを捉えその動きを機器が認識することで眼球の動きだけで意思の表示ができるといったアプリだ。また、現在、トーキングエイドを使用している方にも実際に使用してもらうなど、様々な障害特性ごとにアプリを変えて活用できるのも利点の一つになる。さらには、今まで絵カードや簡単な言語でしか情報を提供できなかった自閉傾向の方へも動画や音など様々なアイテムを活用して、本人が記憶

していくまでの検証もしている。

タブレットは、意思の表出場面のみで活用されているわけではなく、音声を変換しての紙芝居を行う活動場面などの中でも力を発揮している。当初は、何が起こったかと不思議そうな反応を示していたが、スタッフが入れ代わりで紙芝居を行ったところ、不思議そうな顔をしていた利用者さんたちの表情が次第に笑顔へと変わった。また、ピアノ機能を持ったアプリでも、始めは画面に触れる事に戸惑っていた方も、自分の動作から出る音を楽しみ始めた。一つのタブレットから今までには見られなかったさまざまな面がひき出されこの機器の大きな可能性を感じる。

しかし、例えばトーキングエイドはタッチセンサーで枠が無いので誤押しも多いなどのハード面の使いづらさがあり、またアプリが高価なうえに体験版が無く実際にそのアプリが使えるかどうかは購入するまでわからないなど今後改善を期待したい点も数多い。このツールを受け入れ、使用できるまではかなりの時間を要する方も当然いる。しかし、タブレットやアプリが障害を持った人のためだけに作られているわけではないので、むしろ自分たちの工夫で解決すべきことでもある。

重症心身障害者の方だけに限らず、こうした機器がコミュニケーションの道具として認識されていない。タブレットの必要性や有効な活用法を見つけ出すことを通して、これを一つの道具としてバラエティに富んだ生活をコーディネートしていくことを重視していきたい。便利なツールの活用でその人の生活がより豊かに、夢の実現や、望んだ生活に一步でも近づければと考えながらタブレットと向きあう昨今である。

ハロークリニック／アドヴァンス 理学療法士 小川 由美子

(Ⅰ)で、コミュニケーションに障害のある方たちがタブレットPCをツールとして活用する際には、受け手側のコミュニケーション能力も試されることを指摘した。

(Ⅱ)では、日中活動事業所「アドヴァンス」で、すでにタブレットPCが実際に導入されていることを述べた。

タブレットPCは、その手軽さと多様性から、その操作ができる者にとっては、PC上で何でも情報が手に入り、人とのやりとりとも可能となる。しかし、PCという「もの」とそれを操作する「人」との関係に終始し、現実世界のような人間同士のつながりを、必ずしも必要としない関係に終わってしまうように見える。もちろん場合によっては、それで良いこともあるだろう。しかし、それではかえって可能性を狭めることにならないのか。

埼玉大学の細渕富夫教授の指摘によれば「人は全て、人との関係の中に生まれ、育ち、人との関係を通して、〈ひと〉〈もの〉〈こと〉を共有の意味として形成していく」という。「世の中の言葉のほとんどは、辞書を引けば大体意味は分かるだろう。でも、嬉しい事を共感したり、人と思いが合ったり、心配して冷や汗をかくいたり…、そういった言葉にはできない感情を人との間で共有していくことで、本当の意味として理解されていくのではないか」というこの指摘は、感情の共有は「人⇄もの」の関係だけでは成立が難しいことを示している。

そこで、「人との関係の中で」タブレットPCのような「もの」を利用するからこそ、人と人との関わりが広がっていく、人との間に意味や感情を共有する機会が増えていくのではないだろうか。特に重症心身障害のある方は、一度に多くの人に、自分の思いを1回でくみ取って

もらえない困難さを抱えている。また複雑な思いを抱えていても、ほんの一部しか伝えられない歯痒さも感じているかもしれない。そこを、手軽さと多様性をもつタブレットPCが介すことで、様々な人とのやりとりがスムーズになっていく可能性を秘めているのである。

前回も述べたが、「魔法のランププロジェクト」(東京大学先端科学技術研究センター)では、障害のある子ども達が、どこにでも持ち出せ、外出先で色々な人々と関わり、わくわくする活動のきっかけになり、もっと生活が豊かになるための魔法のようなツールになるとして、タブレットPCを多くの障害のある子どもたちに紹介している。そして、その後の使用成果についても報告しあい、日々情報交換をし、試行錯誤を繰り返して研究を重ねている。タブレットPCは、ただそこに存在するだけでも、1回使用しただけでも、魔法のランプにはならないのだ。目の前にいる利用者様とのやりとりの中で、支援者として感じた些細な変化や関わり方について、皆で話し合うことが、ランプの精を呼び出す魔法の呪文になっていくのだ。

アドヴァンスでも、様々な試行錯誤が繰り返されている。タブレットPCを誰にとっても魔法のようなコミュニケーションツールとしていくことができるかどうかは、受け手である我々支援者の側のコミュニケーション能力に依存する部分が大きいことを忘れてはならない。それを、常に自分の心の中に留め、使い手側から出される貴重なサインを見逃さず、また受け手側も話し合い、共有し、論議しながら、使い手側へ返していく…。それを日々重ねていけば、タブレットPCが魔法のランプになる日はすぐそこにある。

## 障害者優先調達推進法について

昴☆共生社会研究所 所員／アドヴァンス 高良 智

平成25年4月1日より、「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行された。これは、国や地方公共団体などが、障害者就労支援施設等から物品やサービスを優先的に調達することを推進するために制定された。国や地方公共団体は、こうした調達を行う基本方針を策定・公表し、それを実施する。また実績について公表する。

一方、障害者就労施設等のサービス提供側については、単独または共同して、購入者に対し物品などの情報を提供するように努め、また、物品やサービスの質の向上や、供給の円滑化に努めることとされている。

これまで工賃倍増5カ年計画など、就労支援事業のサービス提供を受ける障害者の工賃アップのための方策はあったが、大きな成果は見られなかった。都道府県によっては、むしろ、取組み開始前から平均工賃が減少した場合すらあった。5カ年計画では、コンサルタントの派遣などが行われたが、参加する就労支援事業所が多くなかったことや、福祉としての就労支援現場との認識のズレが解消しきれなかったことも一因としてあったと思われる。そこで、次の手として行われたが、この障害者優先調達推進法である。コンサルタントを投入するような経営の基盤から強化していく方針から、直接的な収入へと繋げていく方針へと方向転換を図ったように感じる。

しかし、この制度にも当然落とし穴はある。まず、物品やサービスの調達について優先的に調達を行うことは努力義務規定にすぎないということである。これは、当然といえば当然なのだが、いくら優先的に調達を行う方針だとしても、商品やサービスの質が著しく低い

ものについて購入者から選ばれないことは当然である。しかし、努力義務にかこつけて、努力はしたが達成できなかった、ということがまかり通れば意味がない。そういったことにならないためには、物品やサービスの提供者側である、福祉施設や企業が、自信を持って世に出せる商品やサービスを提供し、そのうえで強くアピールしていく必要がある。

また、公的需要に頼りすぎることにより、販売市場の拡大を見逃すことにもなりかねない。販売する側の意識の持ち方が試される。

法律の施行により、ある程度の規模の発注が行われると予想される。個々の事業所で対応できれば収入の向上となるが、生産能力が全ての事業所にあるとは限らない。当然それぞれの生産体制の改善や強化は必須ではあるが、それのみに頼っては限界がある。大きな規模の受注に対しては、共同受注などの地域ぐるみでの対応が求められてくるだろう。そこでこれまで以上に地域での横の繋がりが重要となってくる。それぞれの事業所が、この地域でサービスを利用する方たちへの仕事や給料のクオリティを上げていくという意識を共有できるパートナーとなる必要がある。

現在、東松山では市役所のスペースを利用して、市内障害福祉事業所がそれぞれの製品を販売している。この機会を、ただの販売の集まりに終わらせず、それぞれの志を共有できる場所として生かしたい。

障害者優先調達推進法の施行によって、民間企業との競争において、福祉事業者は大きな優位性を得た。企業との差を過大に捉えて臆することなく、またその優位性に甘えることなく、受注を通してより競争力のある商品やサービスを生み出し、提供していく必要がある。

## 「共生社会」について思うこと

昴☆共生社会研究所 所員／ホーム事務局 赤間 裕

滋賀県で行われたアメニティーフォーラム17に参加した。その講師陣の中に細川佳代子さんがいらした。細川さんは公益財団法人「スペシャルオリンピックス日本」の名誉会長、NPO法人「勇気の翼インクルージョン2015」理事長といった肩書きの方にも関わらずとても素朴で優しさがある方だった。

講演の中身はスペシャルオリンピックスの活動やその設立のいきさつだった。スペシャルオリンピックスはナンバー1にならずともオンリー1を目指そうということで、選手本人がそれぞれ一生懸命にやり遂げる姿に拍手を送りながら、選手たちが100%の力をだせるように援助し選手が満足できるようにチャンスを提供し支援しているとの話に感動した。

現代の世の中は経過より結果が求められるがちである。しかし、スペシャルオリンピックスは楽しく一生懸命にスポーツに励み昨日の自分自身に今日は勝つことを目標にしようという理念が素晴らしいところだと思った。

残念ながらマスメディアがこういったことを取り上げようとはしないので世間ではあまり知られていない。そして、いわゆる健常者と障害者の間が隔てられ、健常者の世界、障害者の世界というように分かれているようだ。

なぜ、このように別々の世界になってしまっているのだろうか。障害の重い人は小さいうちから特別支援学校に入学することが当たり前になっており、近所の子どもと一緒に地元の学校に通えていないことが多い。仮に地元の小学校に通ったとしても、中学や高等部段階では特別支援学校に入学する。

こうして子どもの頃から両者は、いわば違う世界で生活している。障害のない人は障害者が怖いという偏見を少なからず持ってい

る。「別の世界」の障害者のことを知らなすぎるのだからそれは当然かもしれない。確かに、障害のある人は時として大きな声を出したり突然暴れ出したりすることがないわけではない。それは容易に理解しにくいことで、なぜ暴れたり大きな声を出すのかということを想像したり考えたりもしにくい。なぜなら、障害のない人たちが、自分には関係ない、興味がない関わりたくないと思っているからだ。

自分自身の小学生の頃を思い浮かべると、1つ下の学年にダウン症の子がいた。当時は単に「鈍くさい奴だな」とってはいたけれど、それでも一緒に鬼ごっこ等の遊びをして楽しんだこともあった。もちろん、その頃は障害者という言葉も知らずに一緒に遊んでいた。彼にはダウン症という障害があったんだということを大人になって初めて知った。けれども、小さい頃から一緒に遊んでいた彼は今でも友達のように思っている。最近は遊ぶ機会がないけれど、実家に帰るとたまたま出会うたりするので、挨拶や互いの近況を報告し合ったりしている。

最近、よく共生社会という言葉が聞かれる。共生社会とは、誰にとっても住みやすく楽しく暮らすことができる社会のことを言うが、現在はとてもそうは言えない。障害に関係なくお互いに歩み寄り、お互いのことを知れば「怖さ」などあり得ないし、別々の世界に暮らすこともないはずだが。

しかし、そう言いながら1人暮らしでアパートに住んでいる自分自身は隣の人さえあまり面識がない。共生社会を語る以上は小さな一歩として、隣人に話しかけ仲良くなりたいと思う。

# インクルーシブ教育の基礎づけ

～日常性重視の教育観の恢復へ～

昴☆共生社会研究所 事務局長／ハロークリニック相談支援室 山崎 晃史

## I はじめに

いわゆる発達障害<sup>\*1</sup>をもつ児童にとっては、早期からの発達の促しと適応のための配慮を行うことが必要だと言われている。将来の自立に向けたスキルの獲得を無理なく着実に促すことができ、人間関係のこじれなどの二次障害を防ぐことができるとされているからだ。

筆者はこのコンセンサスしたいをあながち否定するものではない。児童の特性への気づきや配慮は養育者や保健や医療、保育教育の関係者としては必要だという前提に立つ。しかし、児童をことさら診断類型に当てはめ、特化した訓練を進め、特定の場を集めるというのであれば、それには疑義を呈したい。

本論では、インクルーシブ教育システム (inclusive education system) を教育における最優先原理として位置づける必要を、人権理念との関連で整理する。そのうえで、日常の中で配慮と促しを続け、偶然の機会を生かしていくという日常性重視の教育観を正當に位置づける試みを行う。

## II 教育とは

### (1) 教育とは

教育を論じるからには、まず教育概念を整理し確認しておきたい。

教育とは人が素質をもとに経験や学習により成長するという事実を踏まえ、それに資す

る関わりを総合的に表現したものであり、通常は特に学校教育を想定したものである。しかし、教育は学校の場合に限られたものではなく、家庭教育や社会教育という概念があるようにあらゆる場面が想定できる。また、それには意図的なものも無意図的なものもある。

ここで教育を制度的側面から見ると、近代学校教育制度の発展と共に理論と方法が組織化されていった歴史が見て取れる。産業革命以来の国家間競争のなかで、すべての児童を就学させ有能な労働力として育てていく必要があったのである。

そのなかで、教育効果と効率の面から、学習に困難さをもつ知的発達障害の児童を見分けることが必要とされた。1905年にフランスのパリ市文部当局から要請されて、ビネー (Binet) が知能測定尺度を作成したのもそのためであった。こうした方法で抽出された発達障害をもつ児童は、就学を認めない方向か、学習能力に特化した別体系の学校への就学か、という流れとなった。

教育には自ずと社会のあり方が反映され、教育を通じて制度や文化の継承と維持強化が図られる。また社会を革新する原動力を育てるという、前者と拮抗する役割もある。

教育が教える側の働きを含んでいざすれば、教えられる側の主体的な活動に焦点を当てればそれは学習という言い方になる。

\*1本論において「発達障害」を用いる場合は、初期発達の認知、行動、社会性、運動面で顕在化する全てを含む広義のものである。具体的には、認知面に顕れる知的発達障害や学習障害、行動や社会性の面に顕れる自閉症スペクトラム障害や注意欠如多動性障害、運動面に顕れる脳性麻痺等による肢体不自由や発達性協調運動障害などである。



## (2) 教育と保育の関係

保育は教育と養護という両面を含む概念であり、主に幼稚園および保育園での営みを指す。保育は教育の幼児期版とも言えるが、遊びや生活そのものが学びの機会だという意味が込められている。既に200年前、ペスタロッチ(Pestalozzi)が「生活が陶冶する」と言ったのもこのことである。

## Ⅲ 発達領域の支援と教育の概念整理

発達領域の支援と教育に関する代表的な概念を整理しておきたい。それは「発達支援」「療育」「特別なニーズ教育」「特別支援教育」という4つである。

### (1) 発達支援

最も包括的な概念で、発達を支援するあらゆる取り組みを指している。障害であるかどうか明確でない児童へのアプローチも含んでいると考えられる。保育や学校教育の場以外での取り組みを指すことも多いようである。なお、その取り組みの専門性や場を強調する際に「発達臨床」と呼ぶことがある。その専門性とは主に発達心理学の知見をもとに、発達を評価しながら、児童自身、家族、保育者、学校教諭を支援するというものである。

### (2) 療育

療育の概念は、治療不可能、教育不可能として放置された児童に、科学的にあきらめずに生きるための力を丁寧に育てていこうという真摯な姿勢から生まれたものである。

高松(1990)が次のような消息を明らかにしている。もともとは心身障害のある児童の教育という意味の「治療教育」の略であり、医療で完全に治癒させられないため、医学的治療と教育が連携して取り組むというくらいの意味であった。その後、東京大学の高木憲次は肢体不自由児の医療と教育のあり方を模索する中で、昭和17年に、「療育とは、現代の科学

を総動員して不自由な肢体をできるだけ克服し、それによって恢復したる恢復能力と残存せる能力と代償能力の三者の総和であるところの復活能力をできるだけ有効に活用させ、以て自活の途の立つように育成することである」と定義した。すなわち、単なる連携ではなく、医療と教育を統合した自立に向けた科学的アプローチの必要性を示した。

身体的障害の特性上、それは治るというものではないが、発達途上にある児童の特性上、何らか成長していくはずである。そこに教育的働きかけの可能性があると考え、その個の特性に応じた働きかけを療育と呼んだわけである。これが発達障害全般に広げられ、障害特性をふまえた発達促進的なアプローチを療育と呼ぶならわしになった。ここから現在では、診断がなされるような発達障害について、医学的治療の限界をふまえつつ行われる個別的、科学的、包括的、継続的、多職種連携的なアプローチの意味合いが込められていると言って良い。

しかしながらその概念は拡大し、児童のみならず成人に対しても、特に知的障害を持つ方への対応のあらゆる領域を含む傾向にあり、適応と自立を目指した訓練という意味が強くなっていった。もともとが医療領域からスタートしているところからいわゆる「医療モデル」(個に内在する機能障害および能力障害を治療訓練する)の傾向が強くなる。

宮田(2001)は、療育に込められた期待がそうした訓練的なものに特化しすぎていることを指摘し、子育てや地域生活の視点を取り入れるべきだと論じた。そして、療育を「障害のある子どもとその家族を援助しようとする努力のすべて」だと緩やかに再定義し、その目標は障害の克服ではなく「地域で生活していける技術」を育てていくことだと述べた。

このような議論があるものの、近年、軽度の発達障害がクローズアップされるなかで「早期発見、早期療育」が再び強調されている。

共生社会研究 第2号 2014年

支援のはざまに落ち込み、理解されないで苦しんでいる人々が多いことが分かり、そこに丁寧な理解と対応をもたらそうという意味ではある。であれば、療育と言う必要もなく、ていねいな保育あるいは教育ということで良い。

### (3) 特別なニーズ教育

特別なニーズ教育(special needs education)はイギリスにおいて、1981年教育法(Education Act 1981)から取り組まれてきたものに端を発している。<sup>\*1</sup>それは「障害児」や「～障害」という診断カテゴリーによる対応ではなく、特別な教育的ニーズ(special educational needs)を評価し、それに応じた教育を行うものである。つまり、学び方の特性に応じた配慮の必要性をもって、特別なニーズをもつ児童(children with special needs)と位置づけ、それに応じた対応を行おうというものである。イギリスではその当時、そうした児童は全学齢児の約20%であるとされた。(石橋(2008))

その後、1994年にユネスコとスペイン政府により開かれた「特別なニーズ教育に関する世界大会」で出されたサラマンカ声明(Salamanca Statement on principles, Policy and Practice in Special Needs Education and a Framework for Action)で、この特別なニーズ教育とそれを支えるインクルージョン(inclusion:後に述べる)の推進が世界に向けて提示された。特別なニーズは何も発達障害からのみ生じるものではなく、貧困、差別、虐待、健康状態等あらゆることから生じうるという視点も明確にされた。こうした視点は、従来の障害の有無や程度で対応を分けていく発想と根本的に違う。

### (4) 特別支援教育

特別支援教育は我が国の学校教育制度に2007年度から導入された。「障害をもつ児童」の教育(＝障害児教育)として理論化、制度化されてきた「特殊教育」を、「ひとりひとりの特性」に応じた教育へと転換したものである。

これだけを見ると特別なニーズ教育の日本版とも見える。しかし、以前からの特殊教育の枠組み、すなわち障害種別、診断類型とその障害程度に応じた教育の場の分離(分離教育)を基本的には維持している。また、特別なニーズ教育のように障害以外の少数者にまで想定を広げているわけではない。

特殊教育との違いは通常学級の中の支援が必要な発達障害の児童にも対応を広げるということにある。その点では特殊教育の範囲拡大とも言える。

## IV 発達領域の教育を巡る視点軸

ここでは支援と教育観を巡る、いくつかの具体的な視点を提示する。

### (1) 固定的類型的障害観か相対的状況的障害観か

ここでは障害観を仮に固定的類型的障害観と相対的状況的障害観とに分類して名づけ検討する。固定的類型的障害観は障害を個人内にある機能障害あるいは能力障害として把握し、それをカテゴリーに当てはめ持続的固定的なものとして捉える考え方である。個人の能力の課題だと捉えることから帰結するのは、発達を促進させる必要であり、そのための機能訓練、適応訓練、認知学習ということになる。

---

\*1イギリスの教育制度については内閣府による障害者施策に関する調査「平成22年度障害のある児童生徒の就学形態に関する国際比較調査報告書」の『第2部各国の状況 第1章イギリス』が詳しい。 [http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h22kokusai/2\\_1.html#2-1](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h22kokusai/2_1.html#2-1)

相対的状況的障害観は国際生活機能分類(ICF)でも示されているものでもあり、社会的な関係のなかで個人の状況が成立するという個人と社会(環境)の相互作用的動態を重視する。そこから帰結するのは環境調整の重視や社会システムの更新あるいは周囲の認識変化の強調である。

「障害者の権利条約」前文にも「障害〔ディスアビリティ〕が形成途上にある〔徐々に発展している〕概念であること、また、障害が機能障害〔インペアメント〕のある人と態度及び環境に関する障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め」(川島聡＝長瀬修仮訳2008年5月30日付)とある。障害が社会参加の制約要因から生じる相対的相互作用的なものと述べている。

また、発達とは個体内に完結するものではなく人と人との関係性の中で進展するものだという関係発達論もあるが、それもここに含まれる。

近年では前者のみを強調することは少なくなってきたおり、後者を基盤に前者の考え方を包括する考え方が一般的になりつつある。しかし、多くの人が前者の考え方に慣れており、焦点を本人の能力の向上＝発達促進に置きがちになる。

## (2) 発達保障か共生教育か

発達保障とは、障害の軽重にかかわらず全ての児童には発達する力と権利があり、したがって教育はその発達を保障すべきだという考え方である。ここから障害児の状況に合わせた学級や学校を充実させるべきだという考え方が導き出される。分離教育は児童にとってはむしろ望ましいということにもなる。

重度の障害をもつ児童が教育困難と決めつけられ就学猶予されていた1970年代まで

の我が国の状況下では、このような主張は重要な意味を持っていた。児童の状態に関わらず教育の必要性があり、その場が保障されるべきという主張により、ともかくも就学が保障されることになったからである。就学できず教育の場から排除されていた段階では、障害がどんなに重度でも発達する、だから教育の場を、と主張することが説得力を持ったのである。

こうした発達保障をスローガンとした運動は、次に取り上げる共生教育を唱える運動との拮抗の中で進んできた。

いっぽうの共生教育は「共に生きる教育」とも言い、児童の特性にどのような差異があっても同じ学校、学級に在籍することを基本とする教育のあり方のことである。分離教育システム中心の我が国にあっては理想論と断じられる傾向がある。しかし、根強くこれを求める運動があり、障害の有無、軽重にかかわらず同じ学校、学級に在籍し、お互いに触れ合っていくなかで、差別意識や特別視がなくなり、支え合いながら育つとしている。また、地域の学校は社会の縮図であると考え、そこから離されることは社会から外されることに他ならないとする。発達促進についても現状の姿を否定することにつながりかねないとして重視しない。

このように、発達保障と共生教育は、分離教育の肯定と否定の対立として単純化して把握することができる。ただし、現実の運動グループ間の対立を脇に置いて、教育の原動力として整理するなら、双方の立場はどのような教育や支援にも多少なりとも含まれていると考えられる。発達促進の要素が全くない教育は考えにくいし、共生への志向も何らかの形で教育に織り込む必要のあることは誰も否定しえない。とすると、問題はどちらを主要な契機として、どのくらい徹底し、どのような比重で両視点を位置づけていくかということである。

あろう。

### (3) 将来の自立のための現在か現在の主体的意欲そのものの重視か

近年の発達障害領域では社会に適応し自立することが大きな関心事となっている。成人後の生活実態の情報を求める保護者が増え、自立の具体的姿として就労がクローズアップされている。そこから逆算して小さいときから何を経験させていくか、学習させていくかということが話題になる。さらには、就労指導に特化した特別支援学校が生まれ、その志願者が多くなり容易には入学できないという事態も起きている。確かに教育は未来志向の営みであり、将来を意識することは当然である。

しかし、18世紀のルソー(Rousseau)以来の教育思想の重要な知見は、児童には児童独自の世界があり、大人による作弄的な働きかけを排し、今を存分に生きることが保障する大切さである。具体的に言えば児童期には遊びを楽しむことが重要である。

遊びは自発的でそれ自体が目的であるような活動で、精神の自由の根幹をなすもので、発達や文化を支えている。このような遊びの意義は、ホイジンガ(Huizinga)やカイヨワ(Caillois)をはじめ広く主張されてる。

遊びは当然、児童の意欲に支えられており、意欲そのものの発露だとも言える。児童の意欲を大切にすることは、かえって児童の発達を支える要因にもなるはずだ。

親や教育、保育者、支援者が将来への不安にかられて身につけさせたいことばかりに気をとられ、児童の意思を陰に陽に否定、抑圧し続けてしまうという事態に、実際の支援で出合うことがある。これでは結局、設定された枠組みの中でしか関心が持てなくなり、また意欲が低下することにもなりかねない。余りに前のめりに将来のためということばかりに

なって、児童本人の意欲不在にならないようによくよく注意すべきではないか。

## V インクルージョンを基盤とした教育構成

### (1) 発達促進と社会適応重視の教育観への根強い支持

前述した視点の軸で前者に当たるものを列举すれば現状の発達領域の教育観が浮き彫りになる。固定的類型的障害観、発達保障、将来の自立に向けた学習。すなわち、我が国のこれまでの教育は常に分離教育制度をベースに、発達促進や自立あるいは社会適応的観点で組み立てられている。その方が発達途上である本人のためになるという論理と共に、根強くこの枠組みは支持されている。これらから導き出されるのは、今をがまんして明るい未来を獲得する、障害を克服するという力強いイメージでありこれは一般にも好まれる。

いっぽう、後者を列举すると、相対的状況的障害観、共生教育、主体的意欲の重視ということになる。これらの視点に対しては、障害が自覚できなくなる、厳しさが足りない、一緒に過ごせば良いというわけではない、放置するのを合理化するだけ、今が楽しければいいというだけではだめだと反論されることになる。しかしここで考えたいのは、これら後者を発達促進の観点からのみ判定すべきではないということである。これらは人権の具体化だという視点で考えるべきである。

### (2) 人権＝インクルージョンの優先性

人権とは何か。それは、1948年の国際連合総会で採択された世界人権宣言に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と端的に表現されている。また、日本国憲法においても基本的人権としてその不可侵性をうた

っている。人権は一人一人に保障されなければならない全ての土台部分なのである。

そしてこの人権の原理から導き出されるのが、ノーマライゼーション(normalization)理念であり「完全参加と平等」の必要性である。つまり、特殊な場での特殊な生活を強いるのではなく、児童としての、市民としての通常の生活ができるように保障することの必要性である。

安藤(2001)も述べているように、この人権理念の展開の中でインクルージョンが言われるようになった。インクルージョンは先に述べたようにサラマンカ声明において世界的に打ち出された概念である。障害の有無にかかわらず分け隔てなく地域の学校(論理的には当然通常学級)に在籍する権利があるという考え方である。まずそこが保障された上で、一律ではなく、個々の状況に応じた多様な援助の手立てを講じるしくみである。

2006年国連総会採択の「障害者の権利条約」第24条に「障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと」(川島聡＝長瀬修仮訳2008年5月30日付)という条文があるが、これはまさにインクルージョンの明文化である。

人権の論理的帰結であるインクルージョンが教育の根本理念となる。ちょうど、体罰が「本人のしつけのため」といくら言っても人権上許されないのと同じように、通常の場合からの分離を当然とするのは人権侵害そのものであると考えられる。発達する権利や将来の自立に向けた学習をする権利も確かにあるだろうが、これが通常環境での生活を犠牲にするものであってはならない。

そこで、今後実現すべき教育の方向性は自ずと明らかになる。すなわち、全ての児童は地域の通常学級に籍があることを保障する。そのうえで、学習上の配慮が必要ならば、その状況を評価して支援策を講じる。その

際、やむにやまれぬ事情と目的がある場合に、希望によっては期間を区切って特別支援学級、通級教室、特別支援学校等を併用、利用することがありうる。が、あくまでも副次的補完的なものとなる。ここまで進んで初めて特別なニーズ教育本来のあり方を反映した真の特別支援教育になるであろう。

このように、インクルージョン＝共生教育がまず優先され、次に具体的な支援策や発達促進が考慮されるという順番が正しい。それでもなお、障害ある児童を集めた特別な学級＝「障害児学級」が、その独自の自律的カリキュラムを設定し、補完的な場ではなく拠点となることの積極的な意義を主張する論者も多い。それは同質集団の安心できる場があることが人格形成上大きな意味があり、また、そのなかで周囲からの否認や蔑視にも打ち勝っていける主体形成がはかれるという論理である。(越野(2004))

しかし、この論理をすすめていけば、人が真に安心できるのは同質集団の中である、障害ある人のことではない人には分からない、障害があると否認、蔑視されるものである、という内向きで自己否定的な思考と行動パターンを再生産させていくことになる。まさにこのことが、「尊厳と権利とについて平等」という人権を自他双方からむしばんでいくのではない。本来は障害ある児童本人が否認・蔑視に打ち勝つのではなく、否認・蔑視はしてはならないことを全児童に行き渡らせていくことこそ教育であるはずなのだ。

また、そもそも「障害児学級」という同質集団がなくて真の安心と自立はないとするなら、その集団の範囲はいくらでも広がっていき、かつ、多様な能力別学級がなければならなくなる。児童はどんどん分断されていき、共生社会からほど遠くなる。真の安心を言うならその源は、多様な人々どうしがありのままを認め合う体験をすることにあるはずだ。

このように、「障害児学級」の積極的意義を強調する論理と対比させて検討しても、インクルージョンつまりはインクルーシブ教育システムの優先性はゆるがない。

## VI 専門主義的アプローチから日常性のアプローチへ

ここまでのところ、人権理念の当然の帰結としてインクルーシブ教育システムこそが教育の基盤となるべきだと論じた。しかしなお、専門職によるアプローチこそが発達を促せるという発想により、インクルーシブな教育が骨抜きにされる危険性がある。

そこで、ここでは日常の場でのごく普通の関わりや経験の意義を取り上げたい。いわば日常性重視の教育観である。それは児童の成長する力を信じ、日々うまずたゆまず取り組まれるものである。声高に「無限の可能性」を言ったり、「訓練すれば伸びる」という幻想をふりまいたりするものではなく、穏当に着実に取り組まれる。このような教育観はインクルージョンと親和性が高い。

### (1) 専門主義的アプローチ

近年重視されているのは、発達障害に関するチェックリスト等を用いたスクリーニングや「専門家」の巡回を通じた早期発見である。なるべく早期に医学的診断へとつなぎ、障害類型を特定する。そしてその状態に応じた適応訓練的、発達促進的アプローチを専門機関で実施するというもくろみである。

そこでペアレントトレーニングやソーシャルスキルトレーニング、各種リハビリテーション職によるアプローチが期待を集める。医療機関や児童発達支援などの通園施設がその目的に特化した場として支援の中心となる。就学後は、特別支援学級や特別支援学校がその中心となる。

この背後に根強くあるのは、特別な訓練に

よってこそ発達促進できる、障害を受容するようにし向けて親を安定的に児童に関わらせるという前提である。

これらの論理を仮に「専門主義的アプローチ」と名づける。これは明快で分かりやすく支援関係者には受けが良い。しかしつきつめていけば、診断類型で人間を理解する単純化、日常的な関わりの軽視や「専門家」任せ、を助長し、障害を認識しない人々を自覚が足りないとして断罪していくことにつながる。ICFモデルに従えば障害は相対的なものに過ぎないのに、絶対化して障害の有無で世界を分断することになる。

そもそも本当に専門家が関わるほど児童が発達するのかと言えば、その効果には当然ながら限界があるとともに、次に述べる日常性のアプローチの効果を統制して実験することができない以上、証明できない性質のものでもある。

### (2) 日常性のアプローチ

いっぽうでは「日常性のアプローチ」がある。それは目立つことなく控えめに取り組まれており、専門家が関わればもっと伸びるのではないかと、どこか自信なげに行われているのが常である。しかし、これこそが実は発達を着実に支えている。

「日常性のアプローチ」は次の4つの要素から成る。それは場の日常性、取り組み方の普遍性、領域の包括性、機会の多様性だ。

#### ① 場の日常性

当然ながら、家庭のなかでの育児がある。それに加えて、保健事業や子育て支援という枠組みで関わりが開始され、保育所や幼稚園という一般の場で保育(教育)が行われる。就学後は地域の学校での対応となる。このような日常の場が、経験と学習の主たる場であるという認識を学習の場の日常性と言う。

例えば、手の操作に課題があり、その訓練

をさせようとしても続かないが、日常の中で必要な着替えを通して手の操作の練習が結果的に進んでいくことがある。

## ② 取り組み方の普遍性

### ● 仮説、実行、検証のサイクル

日々の関わりの中で多様な場面を観察し、そこから仮説を立てて関わる。その結果を検証しながら、再び関わりを修正する。その際、ターゲットを絞り込みすぎず、遊びの部分を大事にしながらこの繰り返しを持続していく。

どのような専門領域でもこれが基本の手続きである。とすれば、後に述べる領域の包括性との兼ね合いを考えても、どの立場でもこのサイクルを着実に行っていけば良いということになる。もちろん、評価やアイデアは多様な立場からの助言を得るとしても、家庭、保育、学校でじゅうぶんに取り組んでいける普遍的な手続きなのである。

例えば、ある児童をめぐって学校で他児に対して暴言を吐いてしまいトラブルになるという状況がある場合。状況の分析からそうなりやすい特定の人間関係が見いだされ、ふだんからの不安の高さが見えてきた。そこで、相性の良い他児とのかみ合ったやりとりが多くできる状況を意識的に多く設定し、不安を減少させる環境設定を工夫し、不安状態を自覚し教諭に伝えられるように促すようにした。すると、トラブルはなくならないものの減少した。こうした手続きを重ねていくのである。

### ● 関わりの安定性

人と人との関係の質が児童の状況に影響する。これは親が児童に愛情深くすべきという話とは違う。親子を越えて周囲の生活環境でどのような質の人間関係になっているかが全ての土台になっている。

例えば、感覚に強い過敏さがあり、言葉でのコミュニケーションが取りづらいある児童は、幼児期は情緒的に混乱しやすく自傷的な手を噛む行為が多かった。だが、保育園や地

域の学校での保育士や教諭、および家族による穏やかで一貫した関わりがお互いの協力関係のなかで持続し、思春期になる頃には、興味ある遊びを持ち、静かに待つことができ、場面の転換にも混乱せずに過ごすことができている。学習課題にも応じひらがなの読み書きも可能となっている。

逆に、関わる者が手に負えない事態だと思い始めると、親や支援者同士の不信感が増幅する要因になり、それに応じて児童の側の情緒や行動も一気に不穏になる傾向がある。

こうした状況は因果関係ではなく循環関係であり、何が原因かとは言えない。前者の例も児童の認知能力の発達が状況適応力を高めたとも分析できる。しかし、安定した環境がなければ安定した認知もないということを考えれば、土台にはやはり人間関係の質があると考えられる。このような意味でも、専門的な関わりの有無よりも、普遍的な人間関係の質が児童の発達にとってはポイントなのである。

## ③ 領域の包括性

児童の発達は領域別に独立して進んでいくのではない。運動機能、手の操作、生活能力、社会性、言語理解、発語等々は相互に関連し合いながら進んでいく。先に述べたように土台には人間関係の質があると思われるが、それも独立しているのではない。包括的な視点で他の領域の促しをすることが、全体的な成長を促し、結果的に課題になっている領域にも影響を及ぼす。

例えば、言葉の育ちを促す場合に、言葉を言わせる練習ではなく、楽しいやりとり遊びを重ねながら伝えたい意欲を育てる、というようなことがなされる。

## ④ 機会の多様性

意図的な教育とその効果ばかりが目されるが、状況の転換には無意図的なきっかけが関わっていることが多い。

例えば、たまたま参加した地域のイベント

で、楽しさにつられて苦手なことを乗り越えるということがある。あるいは、一般的な習い事に通ううちに、打ち込めることに出会い、自信を得て意欲的になるということもある。

多様なできごとがあるからこそ個々に合った機会に出会うことができる。特別な場という発想では経験の場としては狭いものになってしまう。日常性のアプローチは無意図的な偶然のものを視野に入れて重視する。人の育ちは計画通りにはいかないものであり、思いがけないドラマを大事にしそれに共感するという大らかな価値観を基盤にする。

## Ⅶ おわりに

インクルーシブな環境＝地域の学校(本来的には通常学級)で学ぶことは人権として保障されなくてはならない。しかし、このような考え方には常に、「個々に合った教育ができなくなる」「自尊心が低下する」「将来の自立と幸福をないがしろにする」ためかえって人権侵害ではないかとの根強い反論がある。

これに対し共生教育を主張するグループは「共に過ごすことで補い合い、育ち合い、乗り越える知恵が双方から生まれる」といった自然主義的楽観で応酬することになる。

本論の立場は優先順位の問題としてこの状況を整理した。すなわち、地域学校に無条

件に籍が保証された上で、できる限り他児童と同じ学習場面が共有できるように補助教員がつくなどして学習のしづらさを取り除き、なおやむにやまれぬ必要なニーズについて特別メニューの教育を受けることを考慮する、ということである。

こうした優先順位が認められた場合にも、なお専門主義的アプローチが信奉され、個別学習や特殊メニューが肥大化して、インクルージョンにはほど遠くなるという事態もありえる。そこで、日常性こそが経験と学習の条件にふさわしいという教育観の正しい位置づけが必要となる。本論はそこに踏み込むための展望を示した。今後の課題として、このことについてはさらに検討、研究をすすめたい。

もうひとつの課題としては、インクルーシブ教育の制度設計に資する材料を蓄積していくことである。つまり地域の学校、教育委員会と支援関係者並びに本人、親とで、現行制度の中で取れる工夫を重ねながら問題提起していくのである。

インクルーシブな教育は文部科学省を含めて多くの論者がその重要性を述べているが、その解釈には幅があり、込めた意味内容が相違している。今後の議論や実践の進展に注目し、適切な方向へと導くべきである。

## 文 献

- 安藤房治(2001)「インクルージョンに関する研究動向」,特殊教育学研究,39(2),p65-71  
石橋由紀子(2008)「海外の特別支援教育の現状」『よくわかる特別支援教育』,ミネルヴァ書房,p8-9  
越野和之(2004)「『特別支援教室』構想をめぐる審議経過とそのリアリティの検討」『特別支援教育の争点』日本特別ニーズ教育学会編,文理閣,p96-137  
宮田広善(2001)「子育てを支える療育」,ぶどう社  
高松鶴吉(1990)「療育とはなにか」,ぶどう社,p108-114  
内閣府(2011)「第2部各国の状況 第1章イギリス」,『平成22年度障害のある児童生徒の就学形態に関する国際比較調査報告書』 [http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h22kokusai/2\\_1.html#2-1](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h22kokusai/2_1.html#2-1)



## 医療的ケアの必要な重症心身障害をもつ方のケアホーム

～彼ら、彼女らの笑顔に見る希望について～

ケアホームみらい 世話人／看護師 吉田 隆俊

### I はじめに

医療的ケアの必要な方にも対応したケアホームみらいは東日本大震災直後の2011年4月に開設した。計画停電の合間を縫うようにしての体験利用開始は今も忘れられない。みらいは家族の想いからスタートした。医療的ケアの必要な重症心身障害(以下「重心」)の方々が住む事の出来るケアホームは家族の昔からの夢だったという。

開設当時、県では既に8カ所のホーム(生活ホーム、グループホーム、ケアホームを含む)を運営していたが、医療的ケアの必要な方々に対応したホームは初めての取り組みであった。全国的に見てもあまり例がない。<sup>\*1</sup>その「重要性」や「期待」と同時に多くの課題がある事を私たちは家族と共に学び、開設への準備を進めた。

1年目はとにかく無事に過ごす事。それこそが最も重要な課題であったが、少しずつ本人たちの表情も明るくなった。その表情を見て家族もスタッフも安心すると共に、自然とその視点は単に「住むこと」から「生活の豊かさ」へと移っていった。

医療的ケアについての安全や責任そして親の介護負担の議論に終始する世界から、その人らしい生活の実現へ。その過程と現在の取り組みをみらいの世話人であり看護師でもある私の視点から報告したい。なお、登場する方には発表の同意を頂いている。

### II 「挑戦」の始まり

「これまで20年も世話をしてきたので、自分以外に出来るのだろうか、正直なところ思っていますが、かといってこのまま家で見ていくのには限界があります。ホームでの暮らしが自立の第1歩だと言うのであれば21歳にして挑戦するのはとても良い機会だと思います。受け入れるまで時間がかかるとは思いますが、ミクがホームを自分の家と認識するまでゆっくりと時間をかけて移行したいです。親亡き後も変わることなく続いていくホームの実現を願います。」

これはみらい入居前のヒアリングにて、ミクさんの母親が書いた「親の願い」である。こうした家族の想いを受けてからもうすぐ3年が経つ。

一般的に重心の方々は特別支援学校卒業後も家族中心の介護で生活している。家族が高齢になり、もう介護出来ないというギリギリになって、ようやく入所施設の長い待機の列に並ぶ。医療的ケアが必要になると、対応出来る事業所もかなり限定される。その結果、医療型の生活介護事業所に利用者が集中するため、その生活介護事業所にも毎日通えない事がある。かつ、医療的ケアに対応出来る在宅サービスの事業所が無い場合は、例えば週3回生活介護に通う以外の時間は全て家族と過ごすという事になる。

ミクさんの母親が言うように、とりわけ医療的なケアが必要な重心の方々のケアホーム

<sup>\*1</sup>医療的ケアの必要な方の一人暮らしを支えている西宮の青葉園、また医療的ケアの必要な方が住むケアホームを運営する横浜の社会福祉法人朋がある。当時把握できたのはこの程度の例だった。この状況はこの種のホームが成立する人的、財源的仕組みがないことがその要因と思われる。

への移行は家族、法人、スタッフそして何より本人にとっての大きな「挑戦」であった。

みらいを開設するにあたり、事業所としては医療的ケアや健康管理についての責任が最も重要な課題の一つであった。それは場合によっては命に関わるからだ。制度上ケアホームの単価は、それだけ多くの、そして医療も含むケアが必要な方々に対応しているとは思えない。しかし、制度を待っているだけではいつまでもたってもケアホームは出来ない。「障害のある人が、障害の状態や介護度の高い低いによって地域での生活が出来るかどうかを決められるのではなく、希望すれば誰もが地域での普通の暮らしを選び暮らせること」。それが法人としての決意だった。

医療的ケアの法的な位置づけや事業所としての責任、安全なケア、医療機関との連携体制、そして何より本人の体調。不安要素ばかりが目前にあった。配置基準にはないが、独自に2人の看護師を配置し毎日交代で泊まりこんだ。それが当時の私たちが最も安全と思える選択だった。

ある家族は半年の間、毎晩寝顔を見に通った。ある家族からはこんな電話があった。「今日は寒いので布団を2枚かけて下さい」と。これは私たちスタッフがまだまだ頼りなかったという事でもあるが、やはりホームで離れて暮らすことへの心配の言葉だっただろう。スタッフが彼ら彼女らと関係を作り、本人達の表情も円くなった事で、家族のこうした心配は徐々に少なくなっていった。

「子どもの様子を見て、親以外の人と新たな関係を築き、その中でうまく暮らしていることを実感します。始めは頼りなかったスタッフも、どんどんたくましくなってきた、安心してお願いできるようになりました。

何もできない、何も言えない子ども達です

から、すべてをわかって世話をできるのは親しかいないと思っていましたが、今は反対に親の方が教えられています。』<sup>\*1</sup>

ミクさんがホームに住み始めて半年後の母親の言葉だ。

このように、家族も私たちスタッフも不安を抱えながらみらいの挑戦は始まった。では入居した本人の挑戦はどうだったか。次にミクさんの引越しから半年間について紹介したい。

### Ⅲ ケアホームでの暮らしを通して

#### (1) ミクさんの引越し

「障害が重ければ重いほど、大人数の施設で暮らすことは無理だと思われました。入所は最後の手段。もう少し親が歳をとるか、病気にでもなって子どもに「仕方ない」と言い訳が出来る状況にならない限り、入れたくはない」。これが、みらい入居前のミクさんの両親がいだく思いであった。

ミクさんは気管切開をしていて食事は経鼻経管栄養、夜間でも痰が絡めば吸引が必要だ。しかし日中通っている生活介護事業所にはほぼ皆勤賞。5年前呼吸困難になり気管切開をしてからは誤嚥もなくなり体重も増えた。

ミクさんは人をよく見て、表情と全身での表現で訴えかける方である。他者の表情もよく読み取る方である。例えば毎朝人に会うと、全身をつっぱらせて、足をバタバタさせ、汗だくになりながらキラキラの笑顔を見せてくれる。同様に泣くときも激しい。みらい入居前、入所施設に併設されたショートステイを利用すると、施設から家族に電話が来た。号泣の末、経鼻経管からはコーヒー残渣様の胃液が引けた。出血のサインだった。当然緊張も激しい。結局ショートステイを利用できたことは無かったという。そんな経験もありミクさんにとっ

\*1ケアホームみらいHP「子どもの変化、親の変化」2011年11月28日

<http://carehomemirai.web.fc2.com/>より

て大人数の入所施設での生活は困難だと家族は考えていたのだった。

そんなミクさんがホームに引越しをするに当たって、家族もスタッフも慎重を期した。まずは見学して帰る。その次は1時間。今度は夕食を共に過ごして。そんなふうにもらいに少しずつ慣れてもらった。1週間は母親と一緒に泊まり込んだ。その後も寝付くころには母親が来て寝顔を確認してから帰る。その内母親が来る前には眠れるようになった。結局母親は半年間通い続けた。夜の付き添いをやめた後の事を、母親は次のように書いている。

「9月からは夜の付き添いをやめました、朝お迎えに行くと、とてもスッキリとした顔で、ひとつ大人になったなど感じられます。」

今では実家に帰るとひとしきり泣いて、その後1日ゆっくりと眠る。実家が嫌いという訳ではないが、みんなで過ごすのが好きになったのだろう。それでも彼女なりに「みらいで楽しくすごすこと」と「実家で休むこと」で身体のバランスを取っているのだと思う。

ある時から毎朝ミクさんのミーティングをやるようになった。最初はスタッフのミーティングに参加すると喜んでいたので、本人のミーティングを行うことにしたのだ。家族がカレンダーに日中活動を記入してくるので、それを見ながら予定を確認している。カレンダーを見つめる彼女の表情は真剣そのもの。彼女にとっての問題は医療的ケアの出来るスタッフや責任の所在ではなく、自分が今日どこで誰と何をするのかなのだ。考えてみれば当然の事だった。彼女の気持ちに想いを寄せる前に、世話人として、あるいは看護師として気管切開や経鼻経管栄養など「障害の重さ」ばかりに注意を向けていた自分に気づかされた。障害者である以前に一人の個性豊かな

人であること、このような「当然のこと」をミクさんの引越しから教えられたのだった。

続いては、同じくみらいで暮らすユウキさんについて取り上げる。

## (2) ユウキさんプロジェクト

ユウキさんは吸引が頻繁に必要で、胃ろうトラブルや褥そうのリスクがあり、そして月に数回は発熱してしまう。体調や医療的ケアについての不安は尽きないし、彼がいかに重度の障害者であるかを語ることは容易だ。しかし、言葉での意思表示が難しい彼の想いを、関係者が共有・共感する取り組みである「ユウキさんプロジェクト」を通して見えてきたことは、彼の表情の豊かさや可能性と言って良い。家庭、生活介護事業所、ヘルパー、ケアホームが共有するノートには、体調や活動(彼が何をしたのか)だけではなく、「本人の想い」に重点が置かれている。

「ユウキさんプロジェクト」は地域自立支援協議会の「重症心身障害児者の地域生活を支えるプロジェクト」(以下、重心プロジェクト)のモデル事業として始まった。

「重症心身障害児・者である本人の意思を支援者が汲み取り、本人と支援者とは協働してそれを形にしていくことで、結果として、その人の存在価値が地域社会に貢献するような取組を考える」これが当プロジェクトの設立の目的である。この重心プロジェクトの具体的な実践として「ユウキさんプロジェクト」が立ち上がり、これは彼がホームに入居する1年前(平成22年)からスタートした。その中間報告<sup>\*1</sup>にもあるが、当初ユウキさんへの関心の中心は「体調」や「医療的ケア」であった。まずはどのように対応すれば良いのか、その共通理解を得て、“支援者が”安心してケア出来るよう

\*1平成22年～24年度活動報告「ユウキさんプロジェクト～意思決定支援の取り組み～」東松山市地域自立支援協議会HP [http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/kurashi/fukushi\\_korei/welfare\\_for\\_the\\_disabled/1349756482688.html](http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/kurashi/fukushi_korei/welfare_for_the_disabled/1349756482688.html)

になるまでにおおよそ1年費やした。その1年はユウキさんにとってはホームへの入居という大きな出来事があった年であり、新しい生活(場所や支援者)に慣れるのに必死だったであろう。そんな彼が笑い出したのはホーム入居後1年ほど経ってからの事だ。だからそれまでは彼がこんなにおしゃべりで笑顔の持ち主だとは知らなかった。

ユウキさんが本当は何を感じ、何を表現しているのか、彼はどんな人なのか。彼に関わる人なら必ず何かを感じている。しかしそれは私一人だけの思い込みかもしれない。支援者それぞれが感じているユウキさんについてケア会議で持ち寄る事で「そうそう、そうだよね」という支援者間の共感が生まれてきて、その共感を元にしてユウキさんと関わり、私たちは彼の想いに近づこうとしている。

こうした取り組みの結果、明らかに本人の表情は豊かになったと感じられる。そして、母親からは次のようなコメントもいただけるようになった。

「ノートを読むたびに、母はとっても楽しみです。ユウちゃんは今とってもエンジョイライフをしている。「これが青春だぁ」って感じ、最高に楽しい、「持っている男」と思います。生きていて元気でいてくれて本当に良かった」

ホームに入居して、ユウキさんの事を良く知っている支援者も増えた。次節ではユウキさんの生活から見えてくる別の側面について考察したい。

### (3) 「安全」と「プラン」による管理の危険

ユウキさんの暮らしには“当然の事ながら”週間プランがある。暮らしの場はケアホーム、日常の介護を支える身体介護、週に2日は生活介護事業所に通い、週に3日は重度訪問介護でヘルパーさんとお出かけしたりゆっくりしたり、移動には埼玉県的生活サポート事業を利用し、週末には帰宅する。彼の生活は切れ

目なくプランが組まれている。もちろん重い障害を抱えるユウキさんにはこうした切れ目のない支援が必要だ。

前述のようにユウキさんプロジェクトも当初はこうした切れ目のないプラン(日常)をどのように支えるか、すなわち健康管理や安全な(医療的)ケアという話に終始していた。私自身看護師の端くれとして意見を求められることが多かったし、ホームでの健康管理も神経質なほど注意してきた。それでも、もともとの体調の不安定さもあり、ユウキさんは月に数回発熱する。その度に支援者一同不安になり、より完璧な健康管理を目指すのだった。それはあたかも健康で安全に週間プランを“こなす”事こそが最も重要な使命であるかのようでもあった。

ユウキさんに限らず、みらいへ引越す過程では家族も私たちスタッフも不安を抱え、本人たちの表情も硬かった。当初はとにかく「健康に暮らすこと」が家族にとっても事業所にとっても重要課題だった。当然ながらこの前提は今も変わることがない。しかし、ある程度生活が安定したいま、「健康に暮らすこと」が「安全に週間プランをこなすこと」へと固定化されてしまっているのではないかとの疑念を私は持っている。

### (4) 「体調不良」と「日常的な体の不調」

ここで話しの補助線として彼らの生活にわたっての「健康管理」について考えてみたい。「健康管理」にとって重要なことは日々の健康状態の把握や投薬管理などがまずあげられるが、体調を崩すなどの不測の事態への対応もそれに劣らず重要である。ここで体調を崩した事態を「体調不良」と「日常的な体の不調」の二つに分けて考えてみたい。体を崩した状態には予測不能もしくは介護スタッフでは対処不能なことがある。これを「体調不良」と呼ぶとする。逆に予測可能で対処可

能な状態を「日常的な体の不調」と呼び、これら二つを分けて考えたいのだ。「体調不良」と「日常的な体の不調」の分岐点は予測可能性と対応方法の明瞭性にある。ユウキさんは月に数回発熱する。以前はスタッフが対応に苦慮していたが、今では対応方法が明確になっている。つまり、ユウキさんの発熱が「体調不良」から「日常的な体の不調」に変わったのだ。このシフトは重要だ。

ある日の昼頃、日中事業所でユウキさんは39度近い熱をだした。以前なら家族に連絡してすぐに迎えに来てもらい自宅で坐薬を使用するか大学病院まで通院したかもしれない。記録を見るとその日の午前中はジェンガで遊んでいた。ジェンガをやりながら「あ～倒れる～！！」という感じでスタッフが騒いでいたら本人も大笑い。全身をつっぱらせて楽しんでいたらしい。そのまま緊張が強くなって昼頃に発熱した。私たちはこれを「ジェンガ熱」と呼んだ。この日は慌てることなく、あらかじめ処方されている坐薬を使用して夕方には解熱した。

以前であれば立派な体調不良として、日中事業所を離れ通院したかもしれない。そしてさらに完璧な健康管理を目指して、翌日も大事を取って自宅で過ごすという事も考えられた。しかしこの熱は彼が全身で楽しんだ結果なのだ。ケア会議では、ジェンガ熱を「不安要素」としてではなく「楽しんだ結果」として共有したのだった。当然、体調を崩すことは細心の注意をもって避けなければならない。だが、その上でユウキさんが楽しんだ活動の結果として体調を崩すことは、対応の適切さが保証されるのであれば許容されるべきだと言えるのではないだろうか。このとき、ユウキさんの発熱が「体調不良」から「日常的な体の不調」になる。

「体調不良」か「日常的な体の不調」か、それは決して現場の看護師や介護職員だけで

判断出来る事ではない。それが日常的なものなのか、介護職に対応可能なものなのか、主治医の意見を聞き、対応方法を確認した。家族とも繰り返し話し合った。関係者が認識を共有し、さらに現場のスタッフが何度も実際に対応する中でようやく「体調不良」から「日常的な体の不調」へとシフトする。

繰り返すが、「健康管理」により体調を崩すことは出来る限り避けなければならない。しかし、健康管理の名のもと、すなわち体調を崩さないことを目指すあまり彼ら彼女らの活動を制限してしまうことへも注意を払わねばならないのではないか。彼ら彼女らの生活を抑制するのではなく、予測可能性と対応方法の明確化を持ってその生活を広げる役割をしなければ、いくら「安全」でも「生活の豊かさ」にたどり着かない。

また、専門職の「専門性」もある種の「管理」とつながりやすい。専門職は彼ら彼女らを自分の専門の範囲の中でとらえ、その中で生活を作ろうとしてしまいがちだ。これは正に「管理」と言えるのではないか。一人の人間はある特定の専門性の範囲でのみとらえられるはずがない。これは看護師としての自分への戒めでもある。医療職の専門性はむしろ「体調不良」を「日常的な体の不調」へとシフトさせるためにこそ発揮させるべきではないだろうか。

もちろん、全てが介護職だけで対応出来る訳ではない。医療との連携はとても重要だ。そこで、ミクさんを中心とした医療との連携の例を紹介したい。

#### (5) ミクさんの入院・医療との連携

ミクさんは気管内吸引や経鼻経管栄養等の医療的ケアが必要だが、日中事業所にはほぼ皆勤賞。体調を崩す事はまずない。そんなミクさんが発熱すると一大事だ。

ミクさんはみらいに入居する前から訪問看

護ステーションを利用している。月に2回、健康管理が目的だった。家族も看護師に明確に何か依頼するわけでもないで気がひけるのだったが、何かの為の保険として、ミクさんを知っていてもらいたいと考えていたのだ。みらいに入居してから訪問看護は月2回変わらずに来てもらっている。私を含めみらいにも看護師はいるが、みらいは医療機関ではない。みらいの看護師はあくまでも日常的な医療的ケアを支えるためにいる。だから訪問看護との役割分担は明確だった。医療が必要な時は地域の医療機関を利用する。訪問看護ステーションもそのことを良く理解している。

みらいが始まって3年目のある日、ミクさんが発熱した。努力呼吸もあり苦しそうな表情だった。家族に連絡するとすぐに迎えに来て通院後自宅に戻った。家族も離れていると余計に心配だし、私たちもミクさんの発熱に対応出来るとは思えなかったからだ。

訪問看護ステーションのある病院に主治医がいる。訪問看護師が自宅での様子を確認して主治医に伝えてくれる。主治医から自宅に電話があった。必要なら往診に行くいつでも大学病院に入院出来るよう手配しておく、との事だったそうだ。ミクさんは自宅に帰って数日後、その大学病院に入院した。5年前に呼吸困難になり、気管切開をした以来の入院だった。とりわけ病院の様ないつもと違う環境が苦手なミクさんだが、さすがに苦しかったのか病院に着いた時ミクさんはホッとした表情だったと家族は述べていた。さらに、ホームで暮らし一人で眠る事に慣れたからか、病室でも一人で眠っていたそうだ。1週間ほどでミクさんは退院した。

この時の事を母親は「今までは自分1人ですべてをやらなければいけなかった。今回は訪問看護師さんが来てくれて主治医の先生も電話をくれて、大学病院まで連携してくれて、今までで一番楽な入院だった。本当にこ

のようなネットワークが欲しかった。さらにミクは病院でも一人で眠れて、ホームで暮らして大人になったんだと実感した」とふり返る。私には、退院してみらいに戻ってきたときのミクさんの表情はどこか誇らしげに思われた。

今ではみらいに暮らす3人の方が同じ訪問看護ステーションを利用している。訪問看護師もみらいに来た時には3人に声を掛ける。みらいのスタッフとも顔の見える関係が出来てきた。看護師である私にとっても相談できる心強い味方だ。こうした関係を作るには時間がかかる。ミクさんが入院した事で医療との連携の大切さを改めて痛感したのだった。

ユウキさんの発熱は「体調不良」から「日常的な体の不調」へとシフトした。ミクさんの発熱からは医療との連携の大切さを確認した。ここで再びユウキさんの週間プランの話に戻りたい。「健康に暮らすこと」が「安全に週間プランをこなすこと」へと固定化されてしまっているのではないかという疑念についてだ。

#### (6) 週間プランによる管理の危険

ユウキさんには切れ目のないプランがあり、そのことで日常生活が支えられている。しかし、よくよく考えてみれば毎週決まりきったスケジュールの生活を私たちは生活と呼ぶだろうか。それは生活ではなく単なるプログラムではないか。もし生活が週間プランをこなすだけならば、大規模な入所施設のような目に見える管理が目に見えない管理になっただけと言っても良いかもしれない。その人の「ニーズ」をそもそも公的制度の範囲内に閉じ込めてしまっていないだろうか。つまり、制度にないサービスはそもそも諦めてしまってニーズにならない(していない)可能性がある。制度設計の問題ではなく、ルーチン化した「業務」の中でその生活を構成しようとしていないか、という支援者の意識の問題だ。

重心の方の生活には二つの管理の危険がある。「安全という名の管理」とケア(サービス)量の多さ故の「切れ目ない週間プランによる管理」だ。前述のように、安全は重要だが、安全を考える余り過度に活動が抑制されてはならない。週間プランは本人のニーズから作ったはずなのに、プランが出来た途端、それに縛られてしまっていないだろうか。とりわけ意思表示の難しい重心の方々にとっては、支援者がその危険を常に意識していないと、いつの間にか硬直した生活にしてしまう恐れがあると思う。管理は生活ではないのだ。

もちろん、安全や公的制度は必要だ。しかし安全も制度も生活を豊かにするように利用すべきで、足下をすくわれてはならない。

ではどのように硬直した生活を避けるのか。その一例としてユウキさんの旅行について紹介したい。

#### (7) ディズニー旅行

みらいに引越してから1年も経つと、ユウキさんの表情もすっかり明るくなった。そうした表情を見る事で家族も安心したし、私自身も肩の力を抜いてユウキさんと関われるようになったと思う。月1回のケア会議からも自然と体調管理の話題から彼の生活や楽しみへと関心が移っていった。まず、1ヶ月の「体調」「活動」「想い」を振り返る。「何をしたのか」だけでなく「それでどうだったのか」に重点が置かれる。その共感をベースにして次の1ヶ月何をしようかと話し合う。未知の体験にも挑戦する。その体験は、楽しいかもしれないし、嫌いかもしれない。しかし経験とはそういうものだと思分たちは考えている。

さて、ホームでの生活2年目。体調も安定し、笑顔も多い。いろんな挑戦を乗り越えてど

んどんたくましく見えるユウキさんを見て、ディズニー旅行のアイデアが違和感無く出てきた。支援者一同、今のユウキさんにぜひ挑戦して欲しいと思い会議は大盛り上がりだった。その後の日中活動ではディズニーに関連した話題や映画を見たりした。家族がディズニーの話をするとうウキさんは笑いが止まらなくなり、笑いすぎて熱が出るのを心配したほどだった。当然既存のサービスだけでは一泊旅行に行けないので、公的制度によらないサービスを提供するNP0<sup>\*1</sup>を利用した。どんな場所に泊まるのか、ディズニーで何をするのか、まさに旅行の準備で盛り上がった。当日、吸引器はもちろん、エアーマットレスや酸素濃縮器などの大荷物を抱えて出発。楽しんだ様子は動画<sup>\*2</sup>で確認できるが、とりわけ夜のパレードではユウキさんの大きな眼がこれでもかと輝いた。帰ってきてからも、ディズニーの話題になると大笑いするユウキさんを見て、一緒に行っていない家族や支援者もその喜びをお裾分けしてもらったのだった。

環境の変化に敏感なユウキさんが旅行を楽しめた事は、本当に画期的なことだ。単に遠くに行った事が画期的なのではない。親元を離れて生活するだけでも大きな挑戦だった。そして関わる人や周囲の音や雰囲気にも馴染むのにも時間がかかった。もちろん体調も不安定だ。そのユウキさんにとって、決して無茶ではなく、今までのホームでの生活から考えての自然なアイデアとして旅行に行った事が画期的なのだ。サービスの範囲内で彼の生活を構成するのではなく、彼の生活をどのように支援するのかを考えた結果だった。

そして、一緒に行っていない支援者や家族も、行く前も行った後も、彼を中心にして楽しみを分けてもらい、また一つユウキさんの笑

---

\*1NP0法人JOGO <http://www7b.biglobe.ne.jp/~jogo/index.html>

\*2ケアホームみらいHP「ディズニー旅行」2013年10月20日

<http://carehomemirai.web.fc2.com/>

顔が大きくなったように感じたのだった。

#### (8) 「地域での普通の暮らし」を考える

さて、ユウキさんは私たち支援者の中で充実した生活を送っていると自分たちは感じている。しかし重心プロジェクトの設立目的には「その人の存在価値が地域社会に貢献するような取組を考える」とある。しかし、彼の活動にはまだ地域社会が存在していないのではないか。関係者の中だけの世界に彼を閉じ込めていないだろうか。支援者は彼の笑顔が見られて満足だが、その笑顔が地域社会に貢献する取り組みとはいったい何か。

ケアホームの意義として、「地域で」「普通の暮らし」といった事が言われる訳だが、そこで対置されているのは大規模な入所施設だろう。そう、物理的には市街地に、少人数での暮らしが実現した。しかし、重心プロジェクトが問題にしているのは、もはや「入所施設に対置された地域」ではなく、私たちの暮らす「地域社会そのもの」だ。それは当然の事ながら障害者だけの問題ではない。障害者基本計画(第3次)の1.基本理念には次のようにある。「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。」

障害者のグループホーム建設を地域住民が反対するケースが少なくないという。「全ての国民が」「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」とはどのような社会なのか、まさに地域の方々と共に知恵を出し合う必要がある。支援者だけで囲い込む世界は、障害のある方々を地域社会から隔絶することに一役買っていないだろうか。

入所施設のアンチとしてのケアホームがイ

メージした「地域」とは場所としての市街地であり、「普通の暮らし」とは少人数での暮らしだった。しかし今、「地域社会」そのものが問われ、また「普通の暮らし」は「安全」や「週間プラン(サービス)」という管理の危機と隣り合わせである。そもそも「ケアホーム」とは単に制度の名前にすぎないので、ケアホームそのものではなく、ケアホームを利用した生活が問われている。

ここから見えてくる今後の課題は何か。サービス(関係者)だけで囲い込む生活から抜け出し、地域社会(共生社会)を共に作る事だ。それこそが「その人の存在価値が地域社会に貢献するような取組を考える」ということではないだろうか。もちろん、制度の範囲内の生活がいけないという訳では決して無い。制度を利用し生活することが重要で、制度に縛られた生活になってはいけないということを実感することが重要なのだ。地域社会とは何か。私はどんな地域社会の一員になりたいのか。どんな地域社会を創りたいのか。ユウキさんを通じて私たち自身の生き方が問われている。

#### (9) 彼ら彼女らの笑顔に見る希望

週末、実家からみらいに戻るとミクさんはいつものように足をピンと伸ばし、両手を精一杯あげて、身体をよじらせて笑っている。そんな様子を見て「私が迎えに行くと泣くのに、みらいに来るとこんなに笑って、ほんとムカつくんですよコイツ」と母親。その言葉にミクさんはまた笑顔で答え、母親も笑っている。そんな親子漫談にスタッフも吹き出してしまう。

ユウキさんのケア会議は課題や問題を話し合うというより、次は何をして楽しもうかと盛り上がりいつも笑いが絶えない。生活介護事業所では最近カフェ巡りをしているという。今月はマックカフェに行くとキョロキョロと店内を見渡してだんだんテンションが上がって緊張し



て発熱した。「ジェンガ熱」に続き「マック熱」と命名したのだった。

障害のある方と地域との橋渡しが出来ればと、民生委員がユウキさんのケア会議に参加する事になった。ユウキさんプロジェクトの新たな一歩だ。

生活が安定した事や介護職員の喀痰吸引等研修が進んだことで、私たち看護師がいない時間も増えた。当初看護師が毎晩交代で泊まっていた頃を考えると大きな進歩だ。

家族との関係があり、地域との関係があり、日中事業所やヘルパーさんとの関係がある。そんな風にそれぞれがみらいを利用して暮らしている。ホームが終着駅ではないし、家族の介護負担軽減が目的のホームでもない。ホームに住んで本人がどんな暮らしをするのか、その中身こそが重要なのだ。

「重症心身障害」や「医療的ケア」という言葉のどこか重いイメージとは裏腹に、みらいの方たちの表情は明るく、その生活はどこかコミカルでついつい笑ってしまう。

「みらいは私たちの希望です」と、見学に来た家族からメッセージを頂いた。今はまだ、望めばいつでもホームでの暮らしを選べるという状況にはない。それどころか日中の生活介護事業所ですら十分にあるとは言えない。医療的ケアの必要な人であれば更に利用できるサービスは限られる。

いつか医療的ケアの必要な方々も、親元を離れ地域で暮らす事を望めば、それが当たり前になること。本人の意思が大切にされ、

その人らしい生活が実現すること。そして、彼らの笑顔は支援者だけではなく地域へと広がること。それがみらいに住む方々の笑顔に見る希望なのだ。

#### IV おわりに

大変多くの方がみらいに見学に来て下さった。学校以外の時間はすべて母親が介護しているという方も少なくなかった。<sup>\*1</sup>夜間にも吸引が必要なため、家族は熟睡しないのがもはや日常となっているという。通常であれば居宅介護やショートステイ、放課後等デイサービスなどのサービスがあるが、医療的ケアが必要となるとかなり限定されるか、地域によっては資源がなくなる。卒後も状況はあまり変わらない。

一方、各地で尽力されている方々の話も伺う。重い障害を抱えながら現に地域で暮らしている方々がいる。行政、医療職、教員の方々にも、こうした現状を何とかしなければと心を遣い、知恵を出している方々がいる。そして、みらいもここには紹介しきれなかった多くの関係者に支えられて成り立っている。

こうした方々に学びながら、偶然みらいで働く事となった自分の非力と同時に役割の重さを感じている。みらいはまだまだ万能ではない。とりわけ家族の多大なサポートなしには成り立たない。課題は多く、そして複雑だ。<sup>\*2</sup>しかし、私たちはみらいに住む方々のような笑顔を希望にして、彼ら彼女らと共に未来を作るのだと信じている。

\*1「在宅重症心身障害児(者)の医療的ケア等に関する調査結果報告書」千葉市平成25年6月 <http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kikaku/download/riyousyatyoussakekkasyuukei.pdf> 母親が大変多くの介護を担っている実態が明らかになっている他、医療的ケアをめぐるサービスや介護の実態が報告されている。

\*2「医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)等の地域生活支援方策に係る調査結果報告書」大阪府 平成23年3月 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyau/dl/seikabutsu19-1-02.pdf> この調査では医療的ケアの必要な方々の地域生活における実態が詳細に調査され、いくつかの課題を提示している。

## 発達障害の二次障害とレジリエンスをめぐる考察

ハロークリニック 臨床心理士 渡辺 久美子

### I 問題と目的

発達障害についての支援においては、二次障害を防ぐことが重要だと言われている。二次障害とは、子どもの素質的部分とは異なり、周囲の不適切な関わりや関係性のつまづきによって、自己評価の低下・うつ・問題行動…など情緒や行動の問題が生じることである。発達障害の支援では、「早期発見・早期対応/早期からの支援」が当たり前のように考えられるようになってきているが、苦手さ自体が消失する・軽減するといった意味合いよりも、二次障害を防止するためという意味合いの方が強いと考えられる。

発達障害の特徴を持つ子どもは、障害の程度に関わらず、非常に良好な適応を示す例もあれば、困難な状況からなかなか抜け出せない例もある。また、同じ診断名を持っていたとしても、子どもによって性格・行動・考え方も多様であり、子どもの姿はそれぞれ異なる。杉山(2010)は、子ども自身が持つ発達の素因を「発達凹凸」と呼び、発達障害とは、子どもの持つ発達凹凸のことではなく、「発達凹凸＋適応障害」となっている状態を狭義の発達障害としている。高柳(2013)は、個々の子どもの生来の特徴である発達凹凸を「発達特性」と呼び、「発達特性自体はそのまま問題につながるものではなく、課題や環境設定によってはその特性がパフォーマンスの高さにつながる側面もあること」としつつ、子どもの発達特性と特定の環境要因との相互作用で適応障害を引き起こすリスクを高める可能性があることに関する報告をしている。

近年注目されている概念としてレジリエンス(resilience)があるが、レジリエンスとは、一般的には「リスクの存在や逆境にも関わらず共生社会研究 第2号 2014年

ず、よい社会適応をすること」という意味で使用される。発達凹凸のような発達特性を持った子どもが、二次障害を抱えずに、自分らしさを発揮しながら適応的に生活していくための支援にも関連している概念である。

本論文では、発達障害の特徴を持つ子どもへの支援について、二次障害の予防の観点を中心に、レジリエンスという視点をもとに考察する。

### II 発達障害の早期発見・早期対応について

厚生労働省の『軽度発達障害児の気づきと支援のマニュアル』では、「LD、ADHD、HFPDDでは学童期には問題が顕在化してくることが多く、学童期の「気づき」はすでに二次的な不適応の状態であることが少なくない。子ども達の発達障害への「気づき」を前倒ししていくことが不可欠」と述べられている。発達障害者支援法においても、早期発見・早期支援を具現化することは国の責務として明記されている。

一方で、子どもたちが不用意に発達障害とされることの弊害を危惧する考え方もある。「早期発見・早期対応」への傾斜は、障害を明らかにすることによって正しい対応が成立し、そのことにより発達を促進させることができるということが前提になっている。脳性まひや重度の知的障害といった発達障害に関して、早期からの訓練が、障害の消失や機能の改善に結びつくという過剰な期待が持たれた時代があったが、有効性が認められないことも少なくなかった。また、訓練で生活を犠牲にすることへの疑問や、発達促進が全てなのかという問いもあった。

軽度の発達障害の領域においても、劇的な

成果が期待できるような方法を見出すことは困難で、早期発見によって、特別視ばかりが際立ったり、親の焦りを煽ったり、それに伴って親子や家族全体の自然な関わりが難しくなる場合もあるなど、ネガティブな影響を及ぼすこともある。田中(2011)は、早期発見・早期対応という言葉を使わず、「早い気づきとじっくりとした対応」と記しており、「こどもにある何ものかを『見つけること』でなく、『総体としてのその子を理解すること』に重きを置いた」としている。発達障害がある子どもの生きづらさを理解しながら、その子らしい成長のあり方に寄り添っていくことが、不適切な環境や周囲との行き違いから生じる問題を防ぐことができると考えられる。

### Ⅲ 発達障害と愛着障害

近年は、発達障害の領域でも愛着の重要性が認識されるようになってきている。愛着とは、養育者との特別な情緒的な絆のことであり、養育者と子どもとの相互作用の中で愛着のパターンが形成され、その後の対人関係の持ち方に大きく影響を与えるというものである。

虐待を受けるなどして不安定な愛着のパターンを持った子どもが、発達障害と似た行動を示すことが知られている。杉山(2013)は、「特に注意欠如・多動性障害と、虐待による愛着障害や解離性障害を背景に持つ多動性行動障害とは、鑑別が極めて難しく、また多動の存在はそれ自体が虐待の高リスク因子となるので、実際に両方が掛け算になっていると考えざるを得ない例も多く認められた。」と報告している。そして、子ども虐待そのものが、幼児期の愛着障害、学童期の多動性行動障害から青年期には解離性障害および素行障害に展開してゆくという広汎なそだちの障害を呈しかねないとしている。そこで子ども虐待を、広義の発達障害症候群と位置づけて『第四の発達障害』と命名している(第一は、

古典的発達障害である知的障害と肢体不自由、第二は広汎性発達障害、第三はいわゆる軽度発達障害)。

ADHDや自閉性スペクトラム障害などの発達障害は、器質的要因や遺伝要因の関与が大きい生物学的基盤に基づく障害として考えられてきたが、近年の研究では、遺伝率が低いという結果や双生児研究による環境要因の大きさを示す結果が報告されてきている(Casey et al., 2012)。従来は、生物学的基盤に基づく発達障害と、杉山により『第四の発達障害』とされた環境要因の強い問題行動や心身の障害は区別することができると考えられ、それに基づく診断がなされてきたが、実際は、両者を明確に見分けることは難しく、子ども個人の持つ素質や特徴と環境要因の相互作用により、「発達障害」とされる症状が形作られているのである。また、発達障害の特徴そのものが子ども虐待の高リスク要因であり、両者が一緒に生じる場合も多い。虐待という極端な環境ではなくても、おかれた環境によって子どもの状態像は大きく変化し、環境によっては発達障害の特徴が強く顕在化したり、また、逆に、環境によってはほとんど目立たず生活できる場合もある。そのため、困難が生じている状況について、子ども個人の障害という枠組みで考えるのではなく、子どもを取り巻く環境も含めた意味での障害として考えていく必要がある。

このように考えると、発達障害の症状とされる行動を、生物学的基盤に基づくものなのか、環境要因によるものなのかについて区別する必要はなく、「障害の有無に関わらず、生活していく上で困難さ・苦手さがある場合には、必要に応じて支援を行っていく」という考え方のもとで、その子らしい成長を支えていくという姿勢が重要なのである。

### Ⅳ 発達障害と二次障害

二次障害の状態像としては、怒りやすさや  
共生社会研究 第2号 2014年

興奮のしやすさといった情動面の不安定さ、対人関係のトラブル、周囲への反抗的態度といった外在化障害と、心身症、意欲低下、抑うつ的な気分、不登校などのような内在化障害がある(齊藤万比古,2009)。

発達障害の二次障害は、様々なつまづきや失敗経験を積み重ねたり、周りからの無理強いなどの不適切な対応がくり返されると生じるとされている。そのような経験の結果として、心身が不安定になる可能性が高まることは、発達障害があってもなくても同様である。

二次障害を防ぐためには、苦手さを持った子どもに対しても、健全な成長に必要なと考えられる環境や経験を、他の子どもと同じように保証していくことが必要ではないかと考えられる。発達上での苦手さや偏りを持っていると、機能障害レベルの改善が注目されるあまりに、そのような当たり前のことが視点から抜け落ちてしまうこともある。発達障害があるからといって早期から特別な介入が必要なのではなく、他の子どもと同じように、安定した日常生活を送れること、その中で良好な人間関係を持てることが必要なのである。子どもにとっての自然な生活を送れるように支援していくことが、結果として、二次障害の防止につながるのではないかと考えられる。

## V レジリエンスとは

このように発達障害や二次障害について考える時に、子ども個人の能力についてのみ検討するだけでは不十分であり、周囲との関係も含めて状況を捉えていく必要がある。その時に、レジリエンスの概念は非常に有用であり、子ども自身と環境を含めた上での支援のあり方について一つの手がかりとなると考えられる。

レジリエンスとは、かつて「弾力性」「立ち直る力」「生きる力」などと訳されていたが、現在はそのまま用いられるようになってきている。これは、精神疾患、虐待、貧困など、発達共生社会研究 第2号 2014年

やメンタルヘルスに関するリスクに関する研究の中でもたらされた概念である。レジリエンスとは、「リスクや逆境にもかかわらず、よい社会適応をすること」という意味であるが、個人の特性として単純に考えるのではなく、個人と環境の力動的な相互作用によってもたらされる状態として考えられている(Luthar,Cicchetti and Becker,2000)。類似の概念として、ストレス耐性やストレスコーピング、ストレングスといったものがあり、これらは個人に備わった能力や強さに焦点をあてているが、レジリエンスには、「大きな脅威や深刻な逆境に曝されること」と「良好な適応を達成すること」の2つの条件を満たすことが必要とされる(庄司2009)。また、個人の能力だけではなく、環境側要因も含めたより包括的な概念である。

重大なリスクにさらされながらも、よい社会適応をしていく子どもたちがおり、ストレスに対する子どもの反応はきわめて多様であるということが示されている。例えば、虐待を受けた子どもは、親との愛着関係を形成することに躓きがあるために、対人関係における問題を抱えることが多い。親から子への世代間伝達という中で、虐待を受けた子どもは、自分自身の子どもへの愛情を感じる事が難しかったり、同じように虐待を行ってしまうこともある。一方で、虐待の犠牲になったとしても、すべての子どもがそういった方向に進んでいくわけではない。虐待の犠牲になった子どもの中にも、非常に良好な社会適応を果たし、精神保健上での問題も抱えることなく、成長していく子どももいる。

レジリエンスは、精神的健康を阻害し、不健康な、病的な状態をもたらす可能性のあるリスク要因と、リスクを低減する可能性のある防御促進要因と、両者の相互作用の結果に生じるものとされている。つまり、子ども個人と環境の両面において、リスク要因と防御促進要因がどの程度あり、それが相互にどう影響しあうのか…といったことの結果として、子ども

の社会適応のあり方が決定され则认为られる。子どものより良い適応を考えていく時に、子ども自身の持つ特徴だけではなく、個人と環境(家族、その他近隣の諸条件を含む)両面におけるリスク要因と防御促進要因の相互作用を検討していくことが重要であると考えられている。

## VI レジリエンスの観点から見た発達上の課題

発達の遅れ、自閉性スペクトラム障害、ADHDなど発達障害の傾向を持つ子どもは、発達の一つ一つのステップをふむのに時間がかかることが多い。簡単に見えることが本人にとっては困難であったり、一つの行動を身に着けるのに繰り返しの学習や経験が必要であったり、自分の気持ちをうまく周囲に伝えられなかったり、生活していく上でさまざまな困難に直面する。また、家族や周囲の人が、子どもを理解すること・関わることに困難さを感じる場合もある。リスクという面から考えると、発達上での苦手さや偏りといった発達特性そのものによる子ども自身の生きづらさという直接的な要素と、それに影響された周囲との関係の困難さという間接的な要素という2つの面でのリスクがあると考えられる。

レジリエンスをパーソナリティの視点から捉え、個人の持つレジリエンス要因を検討している研究(平野、2010)では、いくつかのパーソナリティの特徴がレジリエンスを高める要因として挙げられている。その特徴としては、ソーシャルスキル(共感性、社会的外向性、自己開示、ユーモア)、コンピテンス(問題解決能力、洞察力、知的スキル学業達成、自己効力感・有能感)、自己統制(自律・自己制御、感情調整)、チャレンジ(興味関心の多様性、努力指向性)、好ましい気質(抵抗力、忍耐力)、肯定的な未来志向(楽観性、肯定的な未来志向性)、その他(身体的健康、自立、道徳心・信仰心、自己分析・自己理解)が挙げられている。これらの特徴は、発達障害の特徴を持つ子ど

もにとって、発達特性としての困難さと重なる領域を多く含んでおり、そのことはレジリエンスにとってのリスク要因になりうる。例えば、自己統制という点では、発達障害の特徴を持つ多くの子どもは、感情のコントロールや表現の仕方に困難さを抱えている。ある子どもは、言葉の成長がゆっくりしているため、自分の気持ちをうまく周囲に伝えられず、過度に我慢をしてしまうことがある。また、ある子どもは、ちょっとした刺激にも反応してしまい、自分の気持ちの動きをコントロールできず、嫌なことがあるとすぐに感情を爆発させてしまうこともある。

レジリエンスは、リスクや逆境とその後の良好な社会適応がセットになった概念である。子どもの育ちの中で考えると、成長に伴って生じる発達課題やライフイベントはある程度ストレスを伴うものであり、子どもの育ちの中では逆境となりうるものである。また、生活の中で不適切な関わりを周囲から受けた場合は、それも子どもにとっての逆境となりうる。そのような逆境やリスクに直面しながらも、子どもと環境が有するリスク要因と防御促進要因とのダイナミックな過程が良好な社会適応に向かう時に、レジリエンスの状態が導かれる。Fraser, et al (2009)は、多くの研究によって子どもの問題に関連するリスクと防御促進要因が明らかにされてきているとし、児童期の深刻な社会問題に共通するリスクと防御促進要因をまとめている。その中では、「近隣や学校を含む広範な環境の諸条件」「家族の諸条件」「子どもの心理社会的、生物学的な諸条件」におけるリスク要因と防御促進要因を挙げ、リスクと防御促進要因の相互作用、リスクの特性、ストレスのかかるライフイベント、累積リスク、リスクの連鎖についても検討している(表1)。

発達上で苦手さや偏りを持つということは、子どもの育ちの中でリスク要因となるものであり、また、逆境となりうる出来事に直面する可能性をもたらすと言える。

共生社会研究 第2号 2014年

(表1)児童期の深刻な社会問題に共通するリスクと防御促進要因

| システムレベル           | リスク要因                                             | 防御促進要因                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 近隣や学校を含む広範な環境の諸条件 | ○教育や就労の機会が非常に少ないこと<br>○人種差別、不公正<br>○貧困            | ○教育、就労、成長、ものごとを達成する機会が多いこと<br>○集団による効力<br>○思いやりがある大人がいること            |
| 家族の諸条件            | ○子どもへの不適切な関わり<br>○両親間の葛藤状態<br>○親の精神障害<br>○厳しい養育態度 | ○良好な親子関係<br>○効果的な育児                                                  |
| 個人の心理社会的・生物学的な特性  | ○性別<br>○遺伝的な傾向を含む生物学的な問題                          | ○「扱いやすい」気質の乳幼児であること<br>○自尊心、頑健性<br>○規範的な役割における対処能力、自己効力感<br>○知能が高いこと |

しかし、それはリスク要因の一つにすぎず、それだけで何らかのネガティブな結果に結びつくわけではない。それと同様に、一つの防御要因を持っていたからといって、良好な適応に結びつくとも言えないのである。子ども個人のレベルにとどまらずに、より多くの防御促進要因が発揮されるように介入していくことで、リスク要因を持っていたとしても、それを緩和していくことができるのである。

発達障害に関する領域において二次障害を防ぐためには、このような視点から、予防的により多くの防御促進要因が持てるように介入していくこと、また、子どもが困難に直面した時に、表面的な問題解決や適応を目標とすることにとどまらずに、レジリエンスの状態に至るために支援をすることが必要だと考えられる。子どもの苦手な部分が伸びる、家族が適切に関わる…といったことが難しかったとしても、より広範な環境のレベルでの防御促進要因を多く持つことによって、レジリエンスな状態に至ることができるのである。そして、このような形の支援は、発達障害に関する領域だけではなく、虐待・いじめ・不登校など子ども共生社会研究 第2号 2014年

もに関する全ての問題に関して、共通して必要とされるものである。

## VII 個人の心理社会的・生物学的な特性

Fraser, et al(2009)は、リスクを緩和する防御のメカニズムの一部として、自己覚知、とりわけ自尊心と自己効力感の発達を挙げている。また、回復力が高い個人は、回復力が低い個人と比較すると、自己理解のレベルが高いと言われている(Beardslee,1989)。また、子どもが逆境をどのように乗り越えたのか、子どもたちのインタビューからレジリエンスを検討した研究(Hauser,Allen,Golden2011)では、レジリエンスな状態をもたらす可能性が高い子どもの要因として、自分の考えや感情を扱う能力・環境に影響を与えうるという信念・親密な人間関係を築く能力の3点を挙げている。

これらは個人の特性として報告されているものではあるものの、周囲の人とどのような関係を築いているのか、どのような経験をしてきたのか…といった側面の影響が特に大きい部分でもあり、個人の特性といっても環境要

因と切り離して考えることはできない。レジリエンスの観点から、個人の防御促進要因を高めるためには、子どもの感じていること・受け止め方を理解・共有しながら、感情・考え・自分らしさを表現したり、ポジティブな自己像を持てる状態を維持できるように支えていくこと、また、自分自身で状況を変えられるという感覚を持てていることが大切なのではないかと考えられる。

生活上の何らかの困難があったり、問題となる行動が見られる場合、子どもの持つ発達特性に合わせた工夫を行った対応を行ったり、子どものストレス低減ができる方法を考えることは重要である。しかし、レジリエンスの観点からは、そのような対応によって子どもにとっての困難さを改善させることだけではなく、子どもが感情や考えを表現したり、自分自身でそれらを理解したり、振り返ったりするという過程も重要である。そのことによって、表面的な問題解決・適応にとどまらずに、その後二次障害が生じる可能性を低減させることにもつながるのではないかと考えられる。

幼児期に発達障害と診断されたものの、集団生活での問題は目立たなくなり、そのまま良好な経過をたどるものと考えられていた事例の中で、思春期前後の時期に、明確な理由がないにも関わらず、心身の不調を訴えるようになる子どもたちがいる。幼児期から医療機関を受診し、家庭でも学校でも適切な関わりをされてきていたはずの子どもでも、心身症、意欲低下、抑うつ的な気分、不登校などの問題を抱える場合がある。このようなことから、表面的な適応状態が良好かどうかだけではなく、様々な発達特性も含めて自分らしさを出すことができているのか、辛さを感じた時に周囲に伝えることができているのか、直面した課題や困難さを自分で乗り越えた感覚を持てているのか…といったことに注意を払うことも必要だと考えられる。

たとえば、幼児期に広汎性発達障害と診断

された男子は、就学後も、子ども同士のやりとりは少なかったり、自分の気持ちや考えを表現することは少なかったものの、学校生活は問題なくすごすことができていた。しかし、小学校高学年の時に、「図工の時に何の絵をかわいたらいいかわからない」「前の席の人がいやだ」「先生が言っていることが聞こえない」などを次々と訴えるようになり、その都度対応を行っていたが、徐々に学校に行けなくなってしまった。学校の教師は、それまでと関わり方を変えたわけでもなく、クラスメイトとの関係が大きく変わったようには見えないと言い、家庭でも目立った環境の変化は見られなかったため、なぜそのような状況になっているのか分からなかった。人と会うことに不安が強くなり、家からほとんど外出しない期間もあったものの、何は嫌ではないのか・どこまでなら妥協できるのか・何をしたいのか…といったことについて本人の意思を確認しながら、教師との関わりや通学、学校の活動への参加への促しを少しずつ行ったところ、教師と関わる時間が増え、教室とは別室ではあるものの登校をして学習に取り組めるようになった。

この事例について遡って考えると、集団行動に関しては比較的早期から適応状態が良好だったものの、自分の考えや感情を表現する・自分で気づくということに関しては課題を抱えていた。周囲もそのような面について蔑ろにして関わったわけではないが、日常生活では目立った困難さが見られなくなったことから、“性格”として受け止めるようにしていた。しかし、そのような性格の背景には、自分を表現することの苦手さという発達特性があり、その子らしさとして受け止めるだけではなく、生活の中でうまく自分を出せるようにサポートすることも必要なのではないかと考えられる。この事例のような状況になった時には、環境設定の工夫・カウンセリング・投薬だけではなく、日常生活の中で、本人の意思をくみ取ったり、確認していきながら、参加できる場面や関わ

共生社会研究 第2号 2014年

れる相手を増やしていくことで変化が表れてくる場合が多い。

子どもが成長していく中で、子どもを共感的に受け止めたり、子ども自身の気持ちや考えを整理・表現できるように促していくことは、それだけで状況を変えることは難しいが、レジリエンスの観点から考えると、防御促進要因になる。自分の考えや感情を扱う能力を育てることにつながり、また、そのような関わりを持てていること自体も防御促進要因になりうる。言葉のレベルで考えや感情を表現できているのかということだけではなく、発達特性も含めて自分らしさを出せたり、それが周囲に受け止められる場面も持てているのか、その中で豊かな生活体験を持てているのかといったことが、子どものレジリエンスの可能性を高

めるのではないかと考えられる。

## VIII 今後の展望

国内でのレジリエンスに関する研究は、レジリエンス尺度の構成や、レジリエンスと個人のパーソナリティの関連についての研究が多い。発達障害の領域に関しても、個人に関する要因だけではなく、レジリエンスと関連した環境要因の研究をさらに進めていく必要がある。同じような発達の特性を持っていたとしても、子どもの姿は多様であり、適応状態もかなり異なる。発達障害の特徴を持ちつつも良好な経過をたどっている子どもに関して、それまでの成長や変化をたどり、レジリエンスを構成する要因を整理していくことが必要とされる。

## 文 献

- Beardslee,W.R(1989)The role of self-understanding in resilient individuals: The development of a perspective.*American Journal of Orthopsychiatry*,59 (2),p266-278.
- Casey.j.p, et al.,(2012) A novel approach of homozygous haplotype shaping identifies candidate genes in autism spectrum disorder.:*Hum Genet* 131(4)
- 平野真理(2010)「レジリエンスの資質的要因・獲得的要因の分類の試み」『パーソナリティ研究』19(2),p97-106
- 厚生労働省(2007)「軽度発達障害児の気づきと支援のマニュアル」
- Luthar,S.S,Cicchetti,D., and Becker,B.(2000)The construct of resilience: A critical evaluation and guidelines for future work.*Child Development*,71 (3),p543-562.
- Mark.W.Fraser(2009)「子どものリスクとレジリエンス」,ミネルヴァ書房
- 岡田尊司(2012)「発達障害と呼ばないで」,幻冬舎新書
- 齊藤万比古(編著)(2009)「発達障害が引き起こす二次障害へのケアとサポート」,学習研究社.
- 高柳伸哉(2013)「不登校・学校での不適応の背景として」,臨床心理学,79,p21-25
- 田中康雄(2011)「発達支援のむこうとこちら」,日本評論社
- 庄司純一(2009)「レジリエンスについて」,人間福祉学研究,2(1),p35-47
- Stuart T.Hauser,Joseph P.Alenn,Eve Golden[仁平節子、仁平義明訳](2011)「ナラティブから読み解くレジリエンス」,北大路書房
- 杉山登志郎(2010)「育ちの凹凸(発達障害)とそだちの不全(子ども虐待)」,日本小児看護学会誌,20(3),p103-107



## 地域ではたらくということ

昴☆共生社会研究所 所員／アドヴァンス 高良 智

### I はじめに

現在、障害者の就労支援については、大きな変化の中にある。雇用側の動きとしては、平成25年度4月1日より法定雇用率の引き上げに加え、障害者を雇用する義務のある事業主の範囲についても拡大される予定である。障害者の雇用機会の拡大が見込まれる一方で、障害者の支援を主とする福祉施設での就労に対する準備については、変化に対して鈍いと感じることも多くある。

そのような情勢の中で自身を省みれば、変化に対応していくための知識や、現状に対する認識の不足が否めず、障害者が働くことについて、もっと広く知っていくことが必要だと考えるようになった。

そこで、以前より先進的な就労支援についての取り組みを行っているとの情報のあった、福井県にある社会福祉法人コミュニティーネットワークふくい(以下C・ネットふくい)への視察を行うこととした。

### II 福井県についての概要

福井県は、地方として嶺北、嶺南と南北に分けられるように、日本海に面した縦長の県である。人口は、799,127人(平成24年10月1日現在)となっている。福井県は「越山若水」といわれるように、越前の緑豊かな山々と、若狭の美しい水からなる自然豊かな土地である。日本海に面し、北陸の西端に位置している福井県の気候には、冬の間は、毎日のように曇りの日が続き雪が多い、夏は、気温が高く日照時間も長いという特徴がある。一般的に福井県は北にあり、寒いというイメージが先行しがちであるが、埼玉県とほぼ同緯度にあり、

気温も都市圏とそれほど差がないと言われている。

福井県といえば、15基もの原子力発電所が設置され原発銀座などと評されることで知られているが、東日本大震災における福島第一原子力発電所事故や、歴史的に地震、津波の危険性が高いことが判明するなどの要素の影響により、そのすべての原子炉について検査なども含め停止している状態である。

福井県について、厚生労働省が行った都道府県別の障害者の雇用状況調査によると、2.27%という全国では山口県に次ぐ第二位となる実雇用率を誇っている。全国平均の1.69%(埼玉県は1.62%)という数字からしても、かなり高い雇用率であることがうかがえる。

### III C・ネットふくいについての概要

このたび、視察を行うC・ネットふくいは、その名に県名を冠するように福井県内のほぼ全域に事業を展開している。嶺北・嶺南地方それぞれに事業所は点在し直轄の施設だけでも19カ所、さらに関連施設を含めると24カ所を数えるほどである。

行っている事業については、生活介護や地域生活支援などの暮らしの支援と、就労移行支援や就労継続支援A型などの就労・雇用の支援を行っている。

経営理念として、①研究と創造につとめ時流に先んずる、②責任ある判断と行動のもとに、最善をつくす、③より豊かな社会づくりに貢献する。以上の三つをあげ、行動指針として、「エバーオンワード」(たゆまざる前進)を掲げている。

そういった理念をもとに、障がいをもった方

たちの働く場所の確保や、生きがいを確立するための施策を行ってきている。

前述したように、県内の広範囲に事業を展開しているため、その意思疎通や、方針の共有のため会議では、インターネットを利用した遠隔での会議を定期的に行っている。

また、C・ネットグループでは、チャレンジのサポートを行なう職員の意識向上に繋がる、様々な研究・研修を行っており、職員一人一人のスキルアップを通じて、C・ネットグループの活動全体の底上げが図れるよう、研究・研修活動に力を入れているとのことであった。内容としては、支援に従事するスタッフによる改善事例の発表や、福祉・労働行政、学識経験者、企業、調査研究員、福祉事業者、教育関係者の方々を招き、社会福祉全般に関する様々なテーマで講習会を開催しているとのことであった。

#### IV 視察についての概要

今回の視察については、平成24年11月20日(火)から21日(水)の期間にて行った。初日については、嶺北地方の事業所について視察を行い、二日目には嶺南地方の事業所について視察を行った。

##### (1) 一日目(嶺北地方)

###### ① 丸岡南中事業所(ギフト事業部)

研修初日、最初の視察は坂井市の丸岡南事業所となった。こちらの事業所では隣接する丸岡南中学校の給食の調理を行なっている。給食調理ということで、回転釜やスチームコンベクションなど大型の調理機器などが整備されていた。また集団調理ということで厳格な衛生管理のもと調理が行われていた。大規模な調理施設と併設して、丸岡南中事業所では、全国へ向けたギフト事業を行なっている。ギフト事業部では、C・ネットグループの各事業所で生産した商品を季節や行事に応じた企画にのせて、PRや販売、御届けを行なっ

共生社会研究 第2号 2014年

ている。このギフトの企画には、C・ネットグループの商品だけではなく、地域の企業の魅力的な商品なども組み込まれており、自らの事業所だけではなく、福井のギフトとしての構成がなされている。そういった仕掛けの中からは、企業の商品と肩を並べても引けをとらないという、自社製品に対する自信も感じる事が出来た。

ギフト事業部では、生産の現場と、お客様との橋渡しを行なう部署であるとのことであった。魅力ある商品をお客様へと届けるための広報や、営業については生産から独立した部門で行なうことで、より積極的な展開ができるとのことであった。また、お客様のニーズを、適切に製造部門につなげていくことで独りよがりな商品にならないようにすることも重要な役割であるとのことであった。こだわりの商品であっても、市場ニーズとかけ離れたものであってならないとのことであった。

ギフトの注文においては、県内にとどまらず近隣の県にまでひろがっているとのことであった。正月の餅の注文などについては他県への営業も行っているとのこと、販売に対する強い思いと姿勢を感じる事が出来た。

##### ② 福井事業所

2か所目の視察先は、法人の本部もある福井事業所となった。こちらでは、法人全体の理念や、事業の内容について説明を受けた。また福井事業所では、「おいCネット」という食事処や、弁当の製造を行なう事業を主におこなっているとのことであった。弁当製造については、一日の生産数は約500食とのことであった。販売先としては、グループホームの食事や、社員の昼食など内需によるところと、県庁などの公的機関への配達、合わせて近隣事業所からの注文を受けているとのことであった。また生産性や、コストの削減の為、注文を週間予約制に変更したとのこと。お客様からの反応は、さまざまであったとのことであった

が、明確な経営戦略に基づいた展開について、一定の効果を上げる事ができているとのことであった。

昼食に、「おいCネット」にてお弁当を頂くことができた。毎日食べる事を前提として考えられたメニューで味付けも飽きの来ないように抑えめに作られていた。値段についても400円から450円と普通の食事として購入しやすい価格を考えて設定しているとのことであった。また、研修をさせていただいた直前には、こちらの店舗で製造された「おいC秋みつけた」が、低カロリー低塩分、そして地元の食材を使ったメニューということで「ふくい健康美食」に認定されたとのことだった。

事業の説明を通して、Cネットふくいの経営に関する姿勢について、多くの福祉施設が授産活動として行っているものと一線を画すものであると感じた。事業部のスタッフについても、福祉施設の支援員だけではなく、これまで企業にて働いてきた方をアドバイザーとして雇い、しっかりとした経営についての方向性を確立していた。

### ③ 丹南事業所

#### ● クリエイト(ベーカリー)

3か所目として、福井市の丹南事業所への視察を行なった。丹南事業所では、大規模なベーキング工房を備えた施設で、近隣のベーカリーへの出荷用の製品を生産している。主にパンや焼き菓子を生産しているのだが、作業スペースが工程ごとに明確に区分けされており、その様子がすべて外部から確認できるように通路からの側面がすべてガラス張りとなっていた。この施設については、福井県版のHACCPを取得しているとのことだった。HACCPについては、食品原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法とのことだ。かなり厳格な規定があるのだが、対外的

に大きなアドバンテージのなりえるとのことで大規模な改装をおこなったとのことであった。安心・安全な商品の提供について、心持ちだけでなく、仕組みとして取り入れる事の必要性を改めて感じ、市場への商品の提供における責任について、改めて考えさせられることとなった。

その後、実際の販売の現場であるクリエートたけふ店の視察を行なった。県民生協の運営するお店で、地域の方の利用も多い店舗であった。店舗の一角にベーカリーコーナーがあり、こちらで販売するパンについてはすべてこちらで製造しているとのことであった。スーパーやデパートにある企業の経営するベーカリーと見た目の差は全く感じず、利用しているお客様も普通のベーカリーとして利用している様子が見られた。働いているチャレンジドの方たちも、スタッフと変わらないシフトが組まれており時間帯にわかれて出勤しているとのことであった。ちょうど休憩中のチャレンジドの方と話す事が出来たのだが、仕事についてやりがいがあり、もっといろんな仕事をしてみたいと話していた。表情も明るく、休憩が終わり仕事に戻ると、買い物に来ていたお客さまに対して商品の説明を楽しそうにしている様子が印象的であった。

#### (2) 二日目(嶺南地方)

##### ● 若狭事業所

2日目については、嶺南地方の事業所を視察することとなり、お弁当、惣菜など幅広い仕事を行っている若狭事業所への視察となった。現在私が関わっている事業も、お弁当などの飲食を中心とした事業であるので、とても興味深い視察となった。

若狭事業所では、食堂、ベーカリー、給食、お弁当、コインランドリー、惣菜、コンビニ運営など多様な仕事を提供している。周辺地域についてかなり広域に配達などを行っており、弁当やパンの製造・販売数は日に800を超え

共生社会研究 第2号 2014年

る日もあるとのことであった。その生産の様子を見学させてもらうことが出来たが、衛生管理や品質向上のためのあらゆる設備や工夫が施されていた。惣菜やベーカリー商品については、袋詰めされた後に金属探知機にかけられ、異物の混入がないか、丁寧に検査されてから販売されていた。また、弁当の製造場所では、コンベアが設置され、効率良く多数の弁当製造がおこなわれるような配置がされていた。その他にも、瞬間冷蔵設備などの導入により、衛生面と生産効率面での向上にも役立てているとのことであった。より多くの商品を高品質で、安定的に製造が行えることで、チャレンジの方たちにも十分な仕事と、給料を払う仕組みを構築していることが設備からも、商品からも感じ取ることが出来た。また、他にもコインランドリーの管理や、配達、外商など様々な仕事を行うことで、チャレンジの長所にあった仕事ができているとのことであった。

商品の品質などの追及に加えて、働いているチャレンジの方たちの支援についても丁寧な印象を受けた。出勤、退勤時には調子を表す表情のマークにチェックをつけ、その日の様子が周りに伝えられるように工夫されていた。飲食の作業を行う場合、働く方の体調は大きく影響してくる。調子が悪くて辛いことを、周りに伝えやすい工夫をすることで、働きやすさと、商品の安全を守れるという二重の対応であった。

またコンビニでの作業では、チャレンジの方も品出しや、販売を行っていたが、自身が関わった商品が売れる様子が目に見えて分かり、製造についても自信につながっているとのことであった。

事業所の周囲には決して多くの人が集まる環境にはない立地であったが、それを苦にすることなく、販売の幅を広げ、商売として成り立つ仕組みを作り出すことの大切が印象に残る事業所であった。

共生社会研究 第2号 2014年

## V まとめとして

障害のある方の働くということを支援する業務を行う中で、浮かんでくる疑問、課題として「施設で働くことは、訓練なのか、仕事なのか」ということがある。仕事であるというには、工賃や、保障、また責任などについても整備が足りていない。また訓練だとしても、中には一般就労をゴールとできずに、その施設での作業を続けていく方もいる。Cネットふくいの視察を通して、一つの回答を見ることができた。就労継続A型の事業を軸に行うことで、働くことについて、利用される方を労働者と捉え、工賃も見合ったものへと高めていく。それを可能とする事業の展開をしっかりと考え、実行していくことで地域で働きながら暮らしていくことを実現していた。

事業の展開についても、丸岡南中事業所のように、製造と販売・営業を分けて運営していくことで、それぞれが最大限の力を発揮しつつ、互いに意見を出し合い、戦わせながら成長していくなど、一つのところで抱えすぎて、身動きが取れなくなるようなことのないような仕組みもしっかりとしていた。企業では当然のことも、福祉施設の中ではそうではないことも多い。

収入を高めていくために市場へ向けて商品を展開していくのだが、そこでもっとも大事なことは、「自分たちの商品に自信を持つこと」だと若狭事業所でおっしゃっていた。それに見合う努力と、情熱、そして市場のお客様に対するもてなしの心がなければ自信は持てない。働くすべての人が、自信を持っていれば、働きがいにつながり、より商品の質も向上していくとのことであった。

利益を出し、それを働く方たちに分配していく必要がある中では、利益と支援の両輪の充実が大切なことである。片方だけでは、地域で充実した生活を送っていくことは難しくなる。福祉・支援という専門性はより高めていく

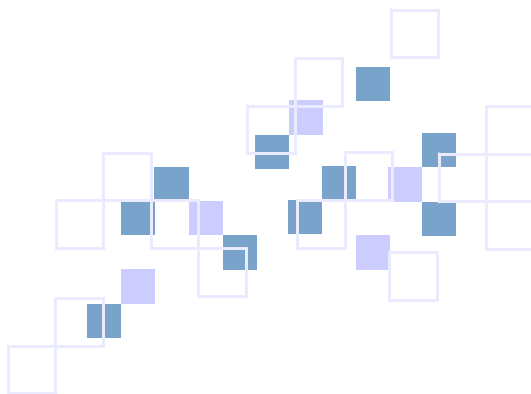
必要性があると認識しつつ、同時に福祉のなかで自己完結せず、市場や地域との繋がりを作り、強めていくことが私自身が今後目指す

姿なのだろうと、Cネットふくいの視察を通して強く感じた。

---

## 参考文献

- 平成22年国勢調査 人口等基本集計 福井県結果の概要  
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/kokutyou/2010kokusei.html>
- 平成25 年 障害者雇用状況の集計結果(厚生労働省)
- 第5次福井県障害者福祉計画
- Wikipedia:福井県
- 福井県の原子力発電所あっとほうむ  
[http://www.athome.tsuruga.fukui.jp/nuclear/information/faq\\_01/q\\_01.html](http://www.athome.tsuruga.fukui.jp/nuclear/information/faq_01/q_01.html)
- C・ネットグループ ホームページ <http://www.c-net.or.jp/>



## 東日本大震災における復興へ向けての福祉の在り方

昴☆共生社会研究所 所員／デイセンターウィズ 木藤 弘喜

### I はじめに

私が障害福祉の仕事をデイセンターウィズにて関わり始めて、障害を持った方の生活や、楽しみや生きがいを求める為の日中活動に関わらせて頂く様になり、3年の月日が経過しようとしている。就職して1年目の2010年は見るもの聞くものが初めてのことばかりで、右も左もわからない状態からこの仕事に就き始めた。福祉の仕事のスタートを切った1年目の年度末を迎えた2011年3月11日、私は法人が主催していたホームヘルパー2級講座の資格を取得すべく、東松山総合福祉エリアにて、現場実習を受けていた。当日は、高齢の方々の余暇支援に関わっており、昼食を終え、帰宅前の団欒のひとつ時を過ごしていた。その午後2時46分、いきなり大きな揺れを感じた。徐々に揺れは強くなり、建物が揺れている時間も長く感じていると、放映されていたテレビ番組の全てが緊急地震速報という内容に変わり、東北で発生した大地震を知らされた。

その東日本大震災の影響により被害を受け仮設住宅等での生活をせざるを得なくなった方々や、その地で生活をされている障害のある方々の生活の現状を確認し、また震災以前の生活を取り戻す為に必要なこと及び、今後の同様の有事の際の対応方法を検討する為、宮城県石巻市を中心に視察をおこなった、その際、同地域に派遣され復興支援に関わる昴職員であり埼玉県相談支援専門員協会所属の高谷のコーディネイトを得た。本レポートはその報告である。

### II 視察日程及び場所の概要

2013年2月14日から2月17日に視察をおこ

なった。

【2月14日】

- 石巻市・女川町障がい者サポートセンターくるみ
- 石巻河北総合マスタービッグバン
- 石巻市内視察

【2月15日】

- 東松島市内視察
- 牡鹿町保健福祉センター清優館
- 社会福祉法人石巻祥心会「くじらのしっぽ」
- 公益社団法人地域医療振興協会 女川町地域医療センター
- 石巻祥心会「はじめての一步」

【2月16日】

- 名取市障害者支援事業所社会福祉法人みのり会

【2月17日】

- 仙台市内視察

### III 視察内容

(1) 2月14日午後

#### ① 障害者サポートセンターくるみ

研修初日は、障害者サポートセンターくるみにて、震災当時の状況説明を得て、その後、高谷の案内の下、石巻市周辺の視察となった。被災地へ足を運ぶのは、震災が発生した2011年の5月に東松山市地域自立支援協議会主催による被災地支援ボランティアとして、東松島市の住宅の瓦礫除去等の作業に関わって以来2度目のことであった。

障害者サポートセンターくるみは、東日本大震災で被災した主に障害がある方々を支援する活動拠点として、震災発生の翌年2012年4月に開所した。ここでは主に、東日本大震

災で被災した方々の家庭を戸別訪問し、安否確認及び、今後の支援を検討することを主な活動としている。また、震災で親族を亡くした障害のある方の権利擁護や財産管理等の、生活上必要となってくる様々な面からのサポートも行っている。

同センターは、障害のある方の生活支援活動に取り組むNPO法人日本相談支援専門員協会に運営を委託し、行政と協力して石巻市と女川町の障害のある方が生活する家庭を訪問し、安否確認及び現状把握を実施した。それにより支援を必要とする障害者の存在が判明し、現在も支援活動を継続している。

従来、石巻市内に住んでいる障害のある方の情報は、相談支援活動を通じて、障害のある方のフェイスシート、相談記録、会議記録をミラクルQというソフトでデータ化し、記録していた。しかし、津波の被害に遭い、その方々の個人情報も被害に遭った為、残り少ない資料と支援に関わる職員の記憶を元に、安否確認を行ったという。残された名簿を手にとにかく一軒ずつ訪ね歩いたとのことだった。

震災が発生した3月には、個人情報が手元に何もなく、情報量が不足する中で支援をせざるを得ない状況であった。僅かながら発見できた重要な記録等は4月になってから津波によって流された水の中から発見されることが多かったという。また、通信の混乱により、携帯電話が使用できるようになったのも震災後3週間ということもあり、同業者での連絡等のやりとりも困難な状況であった。

いっぽう、行政全体の動きとしては、まず人々の住居の確保を最優先に実施していった。建設された仮設住宅に対する需要と供給は釣り合わず、特に石巻市街地周辺に住まいを構えていた住民には、抽選による入居者の選定が行われた。しかし、ただ住まいの確保が出来れば良いというわけではなく、実際に仮設住宅を利用する方々にとっては、住宅規模

や立地条件の希望、入居希望者の年齢が違うなかで環境を共にすることで、意志疎通の齟齬が深刻化することが問題となった。もちろん、甚大な被害を受けた中で、生活の場を巡る些細な希望を重要視できる状況ではないことは、暗黙の了解であった。だが、今後どれほどの期間、仮設住宅の生活を継続しなければならないのか見通しが持てないという不安のなかで、住民間の連携をより円滑にしていかなければならないという難しい課題があると考えられる。

以下はその他聞き取ったことである。

- 障害者サポートセンターくろみは、支援のスタイルを在宅障害者の支援へと方向変換した。
- 震災当時は食糧の確保が不十分であったが、授産施設や給食設備のある福祉施設が避難所となり障害ある人々の生活拠点となった。
- 震災を受けて、人々の生活に特に影響を及ぼしたのは主に住居・燃料・福祉サービスの3点である。特に主な移動手段であった自動車が思い通りに使用できないことで、最低限の食料の買い出しや、通院が困難になった。この状況の下、山奥の被災地への対応、移送サービスの需要が増えた。

## ② 石巻河北総合マスタービッグバン

その後、ペアレントトレーニング研修へ参加した。発達障害におけるペアレントトレーニングとは、発達障害の子を持つ親の為の子育てトレーニングではあるが、誰にも共通している正解は無く、わが子に最適と思われる接し方が症状の改善や、障害を持つ本人が感じている困難さの軽減につながるという狙いである。これは、年齢や家族構成の枠組みを取っ払えば、生活をする上での困りごとの解消を望む障害を持った方々へのサポートとしても活用できることが強みであるとのことであった。

(2) 2月15日午前

研修二日目午前は、医療法人社団健育会 ひまわり障がい者相談支援事業所等、石巻市から東松島町周辺を視察した。日本三景の一つとして知られている同市は、東日本大震災の際に発生した津波の影響により、島の一部が崩落し、島と島とを結ぶ橋が崩壊するなどの被害を受けた。しかし、被災による人的影響を受けたのはわずか1名に留まり、島により津波を免れたとされていた。津波の被害を受け、今後の対応策として防波堤の建設が検討されていたが、それにより松島の外観を損ねかねないことが、地元住人の心を痛める要因の一つとなっているとのことであった。

午前の視察で最も印象的であったのが、津波で流されたガソリンで大火事の影響を受けた、日本におけるシェア7割を誇る日本製紙工場であった。周辺は当日も瓦礫の山となっており、地面より数3～4メートル、優に自分の身長を越すほどであった。

水産加工工場が密集している地域では、販売経路の確保があって初めて「海の復興」といえるという話がとても印象的だった。

(3) 2月15日午後

午後は、主に石巻祥心会「くじらのしっぽ」のグループホームを訪問させて頂いた。震災当時は、個人情報管理するファイル等もすべて流され、利用されている方の安否確認などの情報収集にとっても苦労されたという。しかし、高台にあったグループホームは津波の被害を免れ、その後、被災を受けた方々の避難所として活用された。

また、石巻市内に仮設のグループホームが11カ所設立されている中の1カ所のグループホームを視察させて頂いた。そこでは、男性3名、女性3名の障害のある方が避難所生活として利用されていた。各グループホームには、5～6名の障害を持った方々に個室が用

意され、生活されていることが多いということが現状であった。各々の個室に家電製品等の生活必需品も完備されていた。障害のある方の利用を想定されて設置されたこともあり、全ての住居にバリアフリーが施されており、これらの住居は、今後における要介護者のいる仮設住宅のモデルとなることが望まれる。

以下は視察から見えてきた課題と考察である。

- 障害のある方の生活を支援することは当然のことながら、震災の被災者証明が無いとグループホームへの入居許可が行政から降りないことが課題として挙げられる。この様な有事の際に、そもそもその様な判定が必要なのかどうか、個人的には疑問に思った。
- 沿岸部の避難所は、広大な運動場を一時的に借りている為、いずれは返却しなければならない。その際、車椅子を利用されている方の転居先が課題となるほか、その他の人々にとっても住まいの確保を検討する必要がある。
- 一方、これらのグループホームを利用される方々にとって、住居の確保と共に、生活上の問題として挙げられたのが食の確保であった。近隣には食物を調達する為の店舗等も津波の被害にあった為、定期的に「おんまえや」と呼ばれる移動販売車が訪問し、人々の食を繋いだという。主に商品は授産施設で作られ、仮設住宅での生活の中で食品を調達できる唯一の手段だったという。この様な状況の中で、福祉施設は避難所と共に、人々の生活を支える強みの一つとして活用された。
- グループホームは集合住宅型の避難所として、人々の生活の支えとなり、復興住宅という形で残し住民の生活の手助けになることが望まれる。

(4) 2月16日



3日目は宮城県名取市の社会福祉法人みのり会を視察した。みのり会は通所更生施設「るばと」、地域活動センター「らるご」、相談支援事業「窓」、日中一時支援事業「ゆらり」、就労継続支援事業「名取市みのり園」の5つの事業所により成り立っている。今回の研修では、各事業所の見学及び、地域活動支援センター「らるご」の日中活動に参加させて頂いた。社会福祉法人みのり会は、名取市で唯一の知的障害と身体障害を持った方が利用する施設として知られている。

地域活動センター「らるご」では、地震発生当初は、早急に利用されている方の安全確保に努めた結果、施設は全壊したものの、施設に関わる人間は全員無事に難を逃れたという。地震が発生した14時46分は、偶然にも施設内にいる者全員が一カ所に集まっており、帰宅の時間も迫り発車準備が既に整っていた為、避難が比較的し易い状況であったという。

らるごの活動では、2月ということもあり、ひな飾りの創作活動をおこなっていた。活動の最中も、震度2程度の揺れを感じる事が度々あった。その度に、らるごを利用されている方々から、震災当時の様子を教えて頂いた。震災から2年が経過しようしている現在でも、あの恐怖は鮮明に覚えており、未だに微弱な揺れにも、敏感に反応してしまうとのことであった。

これらの通所型の福祉施設は、震災当時、帰宅したくても帰宅できない事態から、自然に福祉避難所となり、一時的に安全を確保できる場所となった。しかし、その状況の中、支援物資としてパンやおにぎりが配給されたが、一度断ると2度と誘われない、もちろんその様な状況下で食欲がわくはずもなかったが、生きる為、食べざるを得ない状況もあったと胸の内を明かしてくれた。

また、宮城県内の通所施設を利用されている方々は主な移動手段が自動車である為、利用されている方の送迎に関して、常に頭を

悩ませるということを話していた。

また、震災前から名取での障害のある方の生活ではボランティアに関わる人数が特に多かった為、これほどの有事の際でも集結力も厚く、円滑な動きが図れたこと、またボランティアの協力により、送迎バスを利用して被災地の安否確認が行われたとのことであった。被災を受けながらも、人と人との関係がしっかり構築出来ていたからこそ、しっかりとした態勢が出来たと語ってくれた。

#### (5) 2月17日午前(仙台市内視察)

研修最終日は、仙台市内の視察を行った。主に沿岸部の視察を行ったが、津波の影響を受けた地域では、漁業を職とする人々にとっては、海中もヘドロにまみれ、商売に繋がらない状態であったという。仙台市に在住している人々は、漁業等の商業機能が停止している状況において、「お金はあるが、お金を使う場所がない」ということが、生活を営んでいく上で深刻化しているとのことだった。

#### IV 全行程を終えての考察、提案

今回の研修を通して、現地で出会った方々との会話の中で、「今回の震災は天災によるものだから、誰の責任でもない。」という言葉を経験を幾度となく聞いた。やり場の無い怒りと悲しみ、そして絶望感があるということと言うまでもない。この一大事を、テレビ等のニュースを通じて知ることと、実際にその地を訪れ、体験者からの実際の声を聞くのでは大きな違いを感じた。実際、自分の僅かな人生の中でも、これほど大きな被害を受けた震災は記憶に無い程であったが、もし、自分がこの震災の被害を直接受けていたら？被災地で生活をしていたら？と考えると、改めて日頃より自分の生活している地域の方々とのつながりを築いていく必要性を痛感した。今回、様々な施設や被災地を訪問したが、有事の際をどのように切り抜けるか、それを考えた時に、人と人との

共生社会研究 第2号 2014年

繋がりが尊く、重要なことだということが自分なりに感じられた。福祉の仕事だけに関わることではないが、人を支えるには人々の支えがこれほどにも重要なものだということを痛感した。

海の無い埼玉県に住む自分としては、正直な所、津波の被害や影響などを考えたことはなかった。もちろん、津波のみの被害ではないが、この震災における被災地支援について考えるきっかけを頂いたこの研修を有意義なものにして、今後も、障害のある方のみならず、支援が必要な方々、また、支援に関わることでより充実した生活を実現できる方の支援に、微力ながらも関わっていきたいと思う。

このような有事に遭遇した際に、被災地では無い所で生活を継続していく自分としては、これらのボランティア活動のネットワークを発揮させることや、より円滑な支援態勢を中長期的に整えて関わっていききたいと思う。この復興支援を一時的なブームで終わらせるのではなく、微力ながらも自分達にも出来る「復興」へ向けたわずかな手助けでも自発的に見える心意気を身に着けていききたいと思う。

また、今回の一連の事態を目の当たりにして、どうしても納得できないことがある。震災直後に、各メディアが競う様に発表した「被災地観光ツアー」という言葉。あの状況を目にして、「ツアー？」「楽しみを求めるもの？」という疑問が、終始自分の頭の中を巡っていた。

被災地を「観光地」として注目を浴びるように関わるのが本来の復興を意味するのか。

今回起こった震災を踏まえて、従来までの生活を取り戻すまでは、地元地域の人々が手を取り合う事、これこそが不可欠であり、復興への最大の活力になるのではないかと思う。

被害に遭われた方々すべての「復興」を実現することは不可能かもしれない。しかし、私が復興に繋げる為に、ささやかにできることは、この様な有事の際に手を取り合い乗り越えられる共生の社会の再構築であると思う。

生活及び生活をする場所の復活、そして何よりも人々の心の回復が満たされた時に、初めて「復興」という言葉の意味が成立するのではないだろうか。一日でも早く、それが実現する為、微力ながらも関わっていききたいし、関わっていく必要がある。叶えられればいい夢ではなく、実現すべきである。どの様な状況になって初めて「復興」という言葉の意味が成立するのか？

しかし、実際に被害に遭われた方の苦労やその時の状況を目にし、研修で一時的に訪れた者が、「復興」という言葉を口にするのは、あまりにも軽いと捉えられてしまう様にも感じた。だからこそ、中長期的なボランティアや、復興に繋げる支援が必要なのである。地道でも構わない、今回の震災に関わらず、何かに関わる貪欲な姿勢を身に着けたい。

---

## 参考文献

- wikipedia:「石巻市」「仙台市」
- 宮城県:<http://www.pref.miyagi.jp/>
- 皆川治(2011),「被災、石巻五十日。」,国書刊行会
- 平成23年度障害者総合福祉推進事業「東日本大震災における被災地へ向けた派遣相談員の活動と災害時における支援活動の在り方」
- 障害者相談支援業務サポートシステムミラクルQ <http://www.miracle-q.jp/>

## 障害者総合支援法の「3年後見直し」というけれど…

昴☆共生社会研究所 所長 佐藤 進

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が平成24年6月に成立し、昨年(25年)から順次施行されつつある。

この障害者総合支援法は民主党政権時代に長妻厚労大臣(当時)が「障害者自立支援法違憲訴訟団」と交わした「和解合意」によって廃止されることになった障害者自立支援法に代るものとして成立した。しかし、その内実は、すでに行われていた自立支援法の手直しを明文化したようなものであり、違憲訴訟団やそれに参集ないしは賛同した関係者や団体等は「約束違反」ときびしく糾弾した。公平に見て、確かに「合意」に沿うものにはなっていないが、そもそもの問題は、自立支援法が抱えるいくつかの問題について介護保険との関連性や利用者負担のあり方等々、即ち障害者福祉制度の持続可能性にかかわる十分な議論もなく拙速にすすめられた「和解」にこそあったのではないか。その意味では、同じ民主党政権が障害者自立支援法を全くの反故にせず、事実上の「改正」とどめて「新法」として改めて障害者総合支援法を成立させたのは妥当な選択であったといえよう。

急速かつ未曾有の超高齢社会の到来がもたらす社会保障制度へのインパクトのすさまじさを予測した時、障害者福祉をいかにも唯我独尊に聖域化するような法制度をめざすことは現実的ではない。むしろ、障害者、高齢者、児童あるいは福祉、医療など支援の対象となる人や支援の内容・方法を隔てることなく縦横に連携させた総合的なサービスの供給体制を将来にわたって担保するような制度改革こそ展望すべきであろうと思われる。

さて、障害者総合支援法はその附則に「施行後3年を目途にした見直し」を規定しており、検討課題として以下の諸点を列挙している。

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
2. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
3. 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
4. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
5. 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

この「3年後の見直し」に備えるために、平成25年7月に再開された社会保障審議会障害者部会で議論が始まった。また、これと並行して、平成26年4月から施行される総合支援法の未実施部分の細部の議論を行うための「障害者の地域生活推進に関する検討会」も立ち上げられ、議論がまとめられた。筆者はその双方の議論に加わっているので、その経緯に触れつつ今後の障害者支援の方向性を探る視点について考えたい。

まず、総合支援法の附則に提示された検討課題を注意深く読むと、いかにも雑駁でそれぞれの課題を整理もせずに寄せ集めて羅列したものでしかないことに気づかされる。もちろん列挙されている個々の課題について

はそれぞれ重要な問題を含んでいることはいうまでもないが、それにしてもあまりに一般的抽象的であり、どのような方向感をもって検討すべきかという課題意識が不明瞭にすぎる。

このような中で、検討会では、「重度訪問介護」のサービス給付をこれまでのように身体障害者に限らず、知的や精神障害のある人たちへも拡大することと、現在のところ別々の制度になっている「グループホーム」と「ケアホーム」を「グループホーム」に一元化する際の課題を整理することが主要な論点として示された。これらは、委員の立場による多少の思惑の違いはあっても検討会全体としては、歓迎されるべき制度的改良であるとして、若干の留意点を確認しながら了承された。

したがって、「3年後(平成28年度から実施)の見直し」もこのような方向感で議論をすすめることが望ましい。段取りとしては、法改正を前に今年度中に厚生労働大臣による「基本指針」(総合支援法第87条)が示され、これに基づいて26年度中に各市町村は「障害福祉計画」を策定することになる。それ故、事実上「3年後の見直し」を先取りするかたちで障害福祉サービスの提供体制を定めることとなり、逆に言えば、「3年後の見直し」による法改正が来年度中に策定が予定される障害福祉計画と齟齬を生じるものにはなりえない。

先述した見直しに係る法の附則にある検討課題がきわめて漠然としたものにすぎないのはそのような事情を反映しているともいえる。それでも「常時介護を要する障害者…」 「障害支援区分と支給決定のあり方」 「意思決定支援のあり方や成年後見制度…」 など曖昧ではあるが、踏み込めば深刻な議論を呼ぶ課題もないわけではない。

これらの諸課題は、例えば常時介護を要する障害者の中には、当然高齢者も含まれており、あるいは支援区分とサービス給付の支給

決定プロセスにかかわる議論も介護保険の在りようと分かちがたいし、「意思決定支援や成年後見制度」も同様である。だからこそ、こうした問題を独り障害福祉制度の検討課題とするのではなく、幅広い福祉課題として介護保険を含めた総合的な福祉・介護制度としてその体制整備を議論すべきである。

それ故に本来であれば、社会保障審議会の部会もまたそれぞれ所管する局や課によって縦割り分断されている状況を整理し、部局をまたぐ福祉・介護制度整備の審議を行うべきである。そもそも、社会福祉基礎構造改革によって着手された障害者福祉制度の見直しは、障害ごとに細分化されることによって生じる不合理や非効率を整理しこれまでの「三障害」を統合し、なおかつ年齢によってシステムを分断をしないよう介護保険との「統合化」も視野に入れつつ進められるはずだった。しかし、結局、旧体制下であたかも「既得権益」化してきた制度そのものを大胆に革新しようとする動きは細分化された各当事者あるいは事業者団体の激しい抵抗に遭い中途半端に頓挫した。その結果が障害者自立支援法だったといってもよい。

加えて、少子高齢社会の急速な進行の下で避けられない社会保障関係費の肥大化を抑制しようとする政府や財界が抜本的な制度改革に抑制的態度を強めているように見え、結果として議論は小手先のものととどめられ、根本課題の検討は先送りされるばかりである。

こうした認識に立つならば、繰り返し指摘することになるが、障害領域、年齢、現行の福祉・介護制度を超えた総合的な制度設計をめざして議論を重ねることを急ぐ以外に未来を拓く道はないと思われる。

## 2013年度 昴☆共生社会研究所活動報告

### ●顧客満足度調査

福祉・医療サービスが提供側の論理で進みがちなことから、利用者を顧客と捉え、その満足度からサービスを見直すことを試みた。法人内事業所毎に試行的な顧客満足度調査を実施した。

### ●所友研修 2013年度実施分(敬称略)

所友による社会福祉法人昴職員向け小グループ勉強会

2013年9月5日 相馬大祐

地域生活支援と地域移行

2013年12月6日 国分充

人にとって歩行とは何か

2013年12月11日 朝日雅也

働くことから支援を考える

2014年1月21日 尼子創一

特別支援学校のキャリア教育について

2014年2月7日 葉石光一

知的障害と認知機能

2014年2月21日 細渕富夫

発達に伴うコミュニケーションの変容とその支援

2014年3月5日 森正樹

相談の失敗事例に学ぶ保護者との信頼関係構築の心構え

### ●「常時介護を要する障害者等の支援体制」に関する研究(厚労省委託障害者総合福祉推進事業受託)

「常時介護を要する障害者」の概念規定やその支援のあり方について調査研究を進めた。具体的には「重度包括支援」や「重度訪問介護」、「行動援護」等の給付を受けている人たちの状態像と生活実態を明らかにしながら、その給付の質量の過不足を検証する調査を行った。加えて、障害程度としては必ずしも「重度」に該当しないが、その生活ニーズを満たすために相当量のサービス給付を受けている人たちの生活の状況等を調査した。

### ●すばる福祉セミナー2014…2012年3月29日(予定)

「暮らし続けるために」～障害者総合支援法を展望して

**記念講演** 浅野史郎氏(元宮城県知事/神奈川大学特別招聘教授)

**シンポジウム** 「常時介護を要する障害者の支援体制をめぐって」

**パネリスト** 小野川節子氏(東松山市在住・障害当事者)/伊藤佳世子氏(りべるたす[株]代表取締役)/藤井亘氏(NPOみらい事務局長)

**指定討論者** 厚労省担当官 **コーディネーター** 佐藤進(共生研)

### 昴☆共生社会研究所所員・所友名簿

所 長 佐藤進(昴理事、埼玉県立大学名誉教授)

事務局長 山崎晃史(ハロークリニック相談支援室長)

所 員 降旗守(FSC昴所長)

丹羽彩文(西部・比企地域支援センター長)

石井勇太(アドヴァンス主任)

町田尚広(ワークショッップチポリ所長)

高良智(アドヴァンス)

工藤陽介(デイセンターウィズ)

木藤弘喜(デイセンターウィズ)

赤間裕(ホーム)

所 友 朝日雅也(埼玉県立大学)

(敬称略) 尼子創一(都立特別支援学校)

新井利民(埼玉県立大学)

稲沢公一(東洋大学)

河崎誠司(埼玉県障害者雇用サポートセンター)

国分充(東京学芸大学)

相馬大祐(国立のぞみの園)

曾根直樹(厚生労働省)

遅塚昭彦(厚生労働省)

葉石光一(埼玉大学)

藤井亘(NPOみらい)

細渕富夫(埼玉大学)

堀江まゆみ(白梅学園大学)

森正樹(埼玉県立大学)

谷口清(文教大学)

山口和彦(東松山市役所)

【発行日】2014年3月29日

【発行】社会福祉法人昴

【編集】昴☆共生社会研究所

埼玉県東松山市高坂1056-1 いんくる堂内  
0493-81-5310

<http://siic.blue.coocan.jp/index.html>